

令和7年厚岸町議会第2回定例会会議録					
招集期日	令和7年 6月26日				
招集場所	厚岸町議場				
開閉日時	開会	令和7年 6月26日 午前10時00分			
	延会	令和7年 6月26日 午後 4時38分			
1. 出席議員並びに欠席議員					
議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室崎正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	○	12	金橋康裕	○
6	中川孝之	○	13	大野利春	○
7	南谷健	○			
以上の結果 出席議員 13名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	神奈緒美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	若　狹　靖	教　育　長	滝　川　敦　善
副　町　長	石　塚　徹	教委管理課長	諸　井　公
総　務　課　長	布　施　英　治	教委指導室長	藏　光　貴　弘
総合政策課長	平　下　哲　也	教　委　生　涯	
危機対策室長	四　戸　岸　毅	学　習　課　長	車　塚　洋
税　務　課　長	本　間　直　人	監　査　委　員	黒　田　庄　司
町　民　課　長	渡　部　貴　志	監　査　事　務　局　長	川　越　一　寿
保健福祉課長	早　川　知　記	農　委　事　務　局　長	江　上　圭
環境林務課長	鈴　木　康　史		
水産農政課長	石　崎　辰　也		
観光商工課長	田　崎　清　克		
建設　課　長	堀　部　誠		
病院事務長	星　川　雅　美		
水　道　課　長	高　瀬　順　一		
会　計　管　理　者	久　保　田　湖　子		

1. 会議録署名議員

10 番	堀　守		
11 番	杉　田　直　美		

1. 会　　期

6月25日から6月27日までの3日間（休会日なし）

厚岸町議会第2回定例会議事日程

(7. 6. 26)

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		一般質問
第 3	議案第58号	固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めるについて
第 4	議案第59号	厚岸町過疎地域持続的発展計画の変更について
第 5	議案第60号	財産の取得について
追加日程		議会運営委員会報告
第 6	議案第61号	財産の取得について
第 7	議案第62号	財産の取得について
第 8	議案第63号	工事請負契約の締結について
第 9	議案第64号	工事請負契約の締結について
第 10	議案第65号	厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 11	議案第66号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 12	議案第67号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
第 13	議案第70号	厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 14	議案第71号	厚岸町防災交流センター条例の制定について
追加第1	議案第72号	厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の制定について
追加第2	議案第68号	厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
追加第3	議案第69号	厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について
第 15	議案第56号	令和7年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第57号	令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算
第 16	意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
第 17		各委員会閉会中の継続調査申出書
第 18		議員の派遣について

厚岸町議会 第2回定例会

令和7年6月26日
午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、堀議員、11番、杉田議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、昨日に引き続き「一般質問」を行います。

8番、石澤議員の一般質問を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 おはようございます。さきに提出した通告書に従って質問いたします。

最初に、地域交通についてです。高齢になって、バスの停留所まで行くのが大変という声があります。デマンドバスについて、停留所方式に加えて、自宅送迎が必要な人のために、ドア・ツー・ドア方式を取り入れたハイブリッド型の運行を検討する考えはないか。バスが来ない地域においての移動手段をどう支援していくのか。訓子府町のような登録制の乗合ハイヤーなどを考えられないですか。

次に、不登校支援についてです。子どもにとって、学校以外の学びの場、過ごせる場は、どの程度を整備され、活用されていますか。フリースクール費用の軽減や交通費などの支援を考えられないですか。不登校は、心が傷つき、休息が必要な状態です。学校復帰を前提としない、子どもの意思に寄り添った支援に取り組むべきだと思いますが、どうですか。子どもが不登校になると、親も学校へ行かせられることの罪悪感や不安を抱えることがとても多いです。過去に不登校だった若者や保護者の声を聞ける機会をつくり、今、まさに悩んでいる家庭への支援につなげることはできないですか。酪農、漁業、林業などの地域資源を生かし、不登校の子どもが体験しながら元気を取り戻すような学習支援は考えられないですか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。8番石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の地域交通についてのうち、（1）高齢になって、バスの停留所まで行くのが

大変だという声もある。デマンドバスについて、停留所方式に加えて、自宅送迎が必要な人のために、ドア・ツー・ドア方式を取り入れたハイブリッド型の運行を検討する考えはないのかについてでありますと、現在、デマンドバスは5路線運行しており、その全ての運行形態が路線型として、運行経路、時刻を決めて、事前予約があった場合、運行しております。

利用者から随時予約を受け、自宅や目的地まで直接送迎を行うドア・ツー・ドア方式については、新たな専用車両や運転手の確保、運行予約の体制構築などについて、交通事業者の理解を得て協議を行い、厚岸町地域公共交通活性化協議会の承認を得た上で、道路運送法上の許可手続を行うことになります。現状の交通事業者においては、デマンドバス業務以外の交通事業を行っている中で、運転手の確保が大きな課題となっている状況であるため、現時点において、新たな運行方式を加えることは難しいものと考えております。

しかしながら、自宅までの運行や利便性の向上についての要望もあることから、他自治体の例を参考にしながら、運行形態の改善・見直しを含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)のバスが来ない地域においての移動手段をどう支援していくのかについてでありますと、町では、各地区の特性を踏まえた持続可能な地域公共交通網の再構築に向けて、厚岸町地域公共交通網形成計画を平成30年に策定し、デマンドバスを運行しているところであります。

現在運行している5路線は、路線バスが運行していない地域を運行しており、今後も引き続き、利用者の意見等を踏まえながら、運行形態の改善等を行う運行を行ってまいります。

次に、訓子府町のような登録性の乗合ハイヤーなどを考えられないのかについてでありますと、訓子府町においては、高齢者のハイヤー利用について、ハイヤーに利用できる定額の利用券を交付し、運賃総額との差額の料金分をハイヤー会社に助成する交通支援を実施しております。当町においても、これまで他の自治体で行っている事業を参考にしながら、70歳以上の高齢者及び障害者手帳を所持する人に対し、福祉交通回数券助成事業により、交通費の支援を実施しております。

高齢者のハイヤー利用では、福祉交通回数券の利用路線バスに限らず、町が運行するデマンドバス、JR、町内のハイヤーなどで使用できるよう拡大し、1人当たりの交付額についても、今年度から増額し、交通費支援の拡充を図ってきたところであります。

今後においても、引き続き、町民の皆様のご意見を踏まえ、運用していくたいと考えております。

私からは、以上であります。2点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、2点目の不登校支援についてお答えいたします。

初めに、(1)の子どもにとって学校以外の学びの場、過ごせる場はどの程度整備さ

れ、活用されているのかについてであります、学校以外の学びの場や過ごせる場としては、学校から出ることが難しい児童・生徒については、家庭と学校の教室を情報端末でつないだオンライン授業、家から出ることはできるが、学校に足が向かない児童・生徒については、厚岸情報館内に設置している町内教育支援センターで、情報端末を使用したオンライン学習や読書などで過ごせる場として設定しております。

各校のオンライン授業は、今年度に入ってから、中学校生徒2名が活用しており、町内教育支援センターは1名の生徒が3回活用している状況です。

次に、(2)のフリースクール費用の軽減や交通費などの支援を考えられないかについてであります、教育委員会といたしましては、フリースクールの活用を前提とするのではなく、各校で不登校となっている児童・生徒の状況を詳細に把握し、不登校の原因を探るとともに、児童・生徒一人一人や、家庭にとってどのような支援方法が適しているのかを学校と連携を図りながら検討しております。現在は、フリースクール費用や交通費などの支援は考えておりませんが、今後も関係課と連携を図りながら、どういった支援が行えるのか検討してまいります。

次に、(3)の学校復帰を前提としない子どもの意思に寄り添った支援に取り組むべきと思うがどうかについてであります、教育委員会といたしましては、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒自らが自分の進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目標として、教育相談等を進めております。今後も、学校や家庭、関係機関と連携を図りながら、児童・生徒の意思を可能な限り引き出し、尊重しながら取り組みを進めてまいります。

次に、(4)の過去に不登校だった若者や保護者の声を聞ける機会をつくり、今、まさに悩んでいる家庭への支援につなげることはできないかについてであります、現在、教育委員会では保護者が悩みを抱え込み、孤立しないようにするため、子どもが不登校となっている保護者の相談を受ける体制やスクールカウンセラーへの相談体制づくりを行っております。今後も保護者が必要としている情報を提供するほか、専門家の助言や経験者との交流を含め、保護者の悩みに寄り添ったサポートに努めてまいります。

次に、(5)の地域資源を生かし、不登校の子どもが体験しながら、元気を取り戻すような学習支援は考えられないかについてであります、不登校の状況は、取り巻く環境や多様な要因、背景の結果として起こります。教育委員会といたしましては、不登校となっている児童・生徒の状況を的確に把握し、一人一人に寄り添った対応ができるよう、学校や関係機関と連携を図りながら取り組みを進めております。その上で、体験活動への参加が適切な支援方法と考えられる児童・生徒には、地域資源を生かした体験学習への参加について働きかけてまいります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 まずは、地域交通から始めていきたいと思います。デマンドバスということですけれども、移動手段があるかどうかで厚岸町に住み続けられるとか、それから、自分は自立して生きていけるのだという自信みたいなものというのは、車を返納したり、車の免許がなくなった高齢者にとってはとても大事な、高齢者だけではないでけれど

も、車の運転をしない方にとっての大事な移動手段だと思うのです。

それで、ドア・ツー・ドアの問題なのです、これは何か検討するということなので考えてほしいのですが、車両がないとかという話を何回かこれで読むのですけれども、デマンドバスのボンゴ車ではなくて、タクシーもありますよね。タクシーが、その人の希望する時間に迎えに行くという予約制にして、この時間に予約しなさいよではなくて、予約制の、それをずらして、他の地域でやっているのは、今、A Iとかスマホなんかを使って予約をして、そこに迎えに行くという、ドア・ツー・ドアをやっているところもあります。浜中町なんかは、全部、自宅へ迎えに行っているそうです。浜中町でもできているのですけれども、そういうような取組をしていくべきだと思うのですが、やはり、単なる乗り物というよりも、つながりの仕組みをつくるという観点から、もう少し踏み込んで考えられないですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、ただいまご質問者がおっしゃっています、そのタクシーを予約して向かわせるという、そういう事業方式もあるのかもしれませんけれども、厚岸町において、その地域公共交通、要は、自家用運送といったところでは、タクシーはあくまでも自家用の、要は白ナンバーではなくて、営業形態が違いますから、タクシーを使ってということについては、今、町が持っている地域公共交通計画の中では、ちょっと難しいのかなといったような解釈であります。

そのほかに、他の地域で予約形態の部分、スマホですとかインターネットを使った、パソコンを使って予約するというのも、やはり町として、今回質問にあったようなドア・ツー・ドアの方式を取り入れた場合、A Iを使った形で、運行経路をA Iのほうが検索して、よりスムーズに輸送できるといったような方式であるとは認識しているのですけれども、いかんせん、今、デマンド交通をお願いしている会社自体に、要は、その会社自体はハイヤー業務もやっていますし、そのほかに、スクールバス業務もやっています。それから、既存のデマンドバスもやっているといった中で、新たなそういう交通形態を増やすということが、全く人数が現在できりぎりであるといったようなお話を聞いていることから、新しく何かをやるということになると、既存の何かを、例えば、デマンドバスの今の形態を完全にもう違う形態に替えていくといったようなやり方であったりとか、一部の路線を廃止したりとか、そういったことまで考えながらやっていくことが必要になってきますので、ちょっと、そういった総合的な部分で、いろいろ見直しする時期も当然これから来るとは思いますから、そういったことを見据えた中で、いろいろ研究していきたいなと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 何年になりましたか、デマンドバスをやって、4年くらいですか。6年になっているのですよね。6年になっていたら、いろいろな高齢者の、そのデマンドバスを

必要とする人の年齢も変わってくるし、それから、必要となってくる場所も変わってくると思うのです。そして、今、タクシーを言ったのは、この中ではできないというような言い方をしたので聞いたのですけれども、やはり変えていく時期に来ているのではないですか、厚岸は。ずっと前から、6年前からは先進的にやってきているのですから、そうすると、皆さんの中でも上がってきてますよね。こういうふうにしてほしいとか、それから、自分のところはちょっと足が悪いので、そうとすれば、そういう人たちを登録してやるという方法もあると思うのです、必要な人の状況をお願いして。それで、必要な人は申し込んでくださいとか、そういうような方法もできると思うのですが、そういうような、いろいろな工夫をする場に来ていると思うのですが、それは全然考えられないのですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） ご質問者おっしゃるとおり、6年が経過して利用者の形態もかなり変わっているということは認識しております。それで、利用実態からいきますと、スタート当初から見ますと、半分とまでは言いませんが、利用実態が半数近くまで減少しているということを踏まえれば、デマンドバス自体の需要も減っているというのもありますし、その利用の仕方について、やはりご質問者がおっしゃるような、利用しづらい部分といったところも、確かに声としてはありますので、そういった部分は、総合的に、やはりこれから判断していかなければならないとは思っています。その上で、今回も直近で検討しているのは、やはり、病院に行った場合ですとか、待ち時間が長いという声も聞いておりますので、その部分で、ちょっと待ち時間を短縮できるようになりますかということで、バス事業者とは今、ちょっと協議はさせていただいているといったような形で、改善できるところから少しずつでも改善できるように、現在、努力しているというような状況にあります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 私も、今年71才なのですけれども、あと何年かたったら車を運転できなくなつて、はいとあげることになるような気がするのです、車を返したら。90才まで運転なんては、とてもではないけれども、息子たちがやらせてくれないと思うので、そういう意味で言えば、デマンドバスの利用者というのは、そういう意味では増えていくと思うのです。

ただ、減っているということは、やはり使い勝手が悪いということだと思います。やはり来てほしいと、自分が動けないのだけれども、これ来てくれないと、あと5路線と言っていましたけれども、住の江とか、それから宮園、真龍の神社の上のはうとか、そういうところはバスが行っていないですね、どうですか。そういうところの人たちの足の確保というのは、そういう意味ではどういうふうに考えているのですか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。今、例に挙げた真龍神社の辺りですとか、住の江地区といったような市街地につきましては、やはり、このデマンドバス事業を始めるに当たりまして、既存の交通事業者とやはり協議が持たれているわけで、そこで、ハイヤー会社の業務を逼迫してしまうようなことは避けなければならないといった経過がございまして、現在の形になっているということと、市街地の方については、福祉交通回数券を有効に活用していただきながら、移動手段として活用していただきたいといったような趣旨でございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 その福祉交通券なのですけれども、今回8,000円になりましたか、そうですね。それで、太田は遠いからあれなのですけれども、今、タクシ一代、お願いすると3,200円なのです、太田まで来るように、すごくかかるのですよね。住の江とかで言いますけれども、これは訓子府町なのですが、登録するとですけれども、300円の券が120枚、ですから3万2,000円くらいなのです、そのくらいの回数券を出して、そして、予約制のタクシーで会員券というふうに運行しているのです。そうすると、タクシーも助かるし、デマンドバスの、そこまで行かなくてもできるというような運行の仕方、75歳以上で登録して、1人300円払うのかな、そしてそれを、乗合タクシーにお願いして、町内を回るというような取組を、たしか訓子府町はしていると思うのですが、調べていると思うのですが、その辺どうですか。そのような取り方もできると思うのです。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。訓子府町、それから当時は置戸町においても、同じように登録制で300円、500円を払って、それ以降は幾ら乗っても無料と、ただし町内というような制度で認識しております。数年前にも同じような話をいただきまして、タクシーの活用について、やはり検討していかないというようなことに、その提案を考えさせていただきました。

その中で、当時、これらのバス券だったものは、基本的には、釧路への通院のためのバス券ということで、路線バスの維持も含めて、高齢者の方の足としてバス券を当時始めていた状況から、さらに、バスに限らず、ハイヤー・タクシーにも使えるようなことで、福祉交通回数券に変更してきております。また、金額についても、当時4,000円から現在8,000円まで金額を上げて実施している中では、現在、その中でも、バス券と福祉交通回数券化して、さくらハイヤーの、それから、福祉の有償運送についても、この券を使えるというふうに充実をさせてきたと認識しております。

現在、タクシーのほうの使用率というのが、半分以上使われているということで、その福祉交通回数券を活用していただいているのだなと認識しております。その部分では、今現在、他の地域交通の仕組みを大きく解体しないと、置戸町、それから訓子府町で行っているような、財源を賄う、地域の足として、ほぼ8割距離をタクシー・ハイヤーで賄うというような制度になってしまふと思うのです。そうなると、大きな他にかか

る地域交通の部分を、変更しながら行うということには、代替として行うことはできると思うのですが、現在、いろいろなものをやっている中で、こういったものに大きく転換するということには、現在は難しいと考えております。

ただ、現在使われている中では、福祉交通回数券増額していっている中で、また声を聞きながら、それから、経済的な負担もやはりあると思いますので、そういったことを検討材料にして、進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 大きく、それほど変えてということを言っているわけではなくて、やはり使い勝手のいい地域交通をつくってほしいと思うのです。

それで、回数券ですけれども。たしか別海町が3万円ですよね。浜中町、根室市、どこかが5万円というふうにして回数券も出して、そしてやっている地域もありますので、そういう例も踏まえて、福祉と、それからデマンドバスの両方で、うまく足の確保というか、高齢者にとって大事な足の確保、高齢者だけではないのですけれども、この町なかでないですし、車がないと移動ができないという地域ですから、それも含めて、じっくり検討してほしいと思うのです。せっかく、最初6年前から、いいこと始めたのですから、こういういろいろな声を集めて、やはり、ぜひ少し改善して前に進んでほしいと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） デマンドバスの在り方、それから福祉交通券の在り方については、随時検討して、これまでも検討してきましたけれども、この先も検討はしていきたいと思います。

ただ、先ほど担当課長から答弁がございましたように、地域の交通資源というのが限られているという状況もありまして、ご質問者がおっしゃられることが全て、すぐにできるかというと、非常に難しい部分もございますし、今のJR問題、それから、乗合バスの維持をしていかなければならないという状況を考えると、なかなかご質問者がおっしゃられることは重々、我々も考えているところでございますけれども、難しい部分があろうかと思います。

ただ、いずれにしても、活性化協議会の中で話し合っていかなければならぬことでございますので、その辺については、この後も、デマンドバスをスタートしたのは、あれが、まずスタートの時点と考えていますので、そういった検討はさせていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 前に、そういうふうにして、何回もいろいろなことを話しながら、利用者の声もきちんと入れて、その上で運行を考えていってほしいと思うのです。前に、ボラン

ティアの運転手のこと、前に何か言っていたのを、ボランティアによって運転手を募つて、運転代行をしてもらうような話を聞いたような記憶があるのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか、白タクではない。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ライドシェアの件でしょうか、現在、スタートの時点では、ライドシェアというのは規制があまりなかったのですが、現在は、日本の場合は、タクシー会社が運行管理等をやらないとできない状態になっています。厚岸町の交通事業者においては、現在そういうことが今できる状態ではなくて、2台あるタクシーについても、ほとんどフル稼働という状態でございますので、ライドシェアに関しては、今現在は難しいのかなと、また検討しないということではなくて、現実的にはちょっと時間がかかるのかなと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 もう少し深くというか、踏み込んで、いろいろなことを検討してください。不登校に移ります。今現在の不登校になっている方、学校に行けなくなっている方、小学校、中学校何名ですか、教えてください、高校もです。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 完全な不登校というところで定義される児童・生徒については、実はこれ、年間を通して30日以上というところがまずありますので、今年度に入ってから、まだ3か月ぐらいという状況ですので、はっきりとした人数は出せないのですけれども、傾向にある子というところでお話しますと、小学校4名、それから中学校4名が、病気だとかそういうものを除いた人数として傾向にある子という人数が挙げられるかなと思います。高校については申し訳ありません、ちょっと押されていないところです。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 その不登校の子どもたちの状況なのですが、子どもが不登校になるというときの、その子どもの状態をどういうふうに捉えていますか。スクールカウンセラーとかいろいろな人の話を聞く中で、心の傷として捉えるというのがあるのですが、どういう捉え方をしていますか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 要因というところで考えますと、本当に多種多様となって

おります。それで、学校のほうから、生徒指導の状況報告というのが、毎月上がってくるのですけれども、一人一人が今、こういう状況でありますというところで上がってくるのですけれども、一般的に言われているのが、学習内容のことですとか、あと、心身の不調、それから、友人関係、学校の風土、教師の指導などが言われているのですけれども、そのところは本町でも状況としてはあるところなのですが、その中で、じっくり聞き取りをしていきながら進めていくと、うちの町の場合、学校に行く目的が、ちょっと見出せないという児童・生徒がいるですとか、あと、児童・生徒としては、学校に行きたいのだけれども、家がそういう環境にない、そういうようなことが要因になって、学校に来られない子もいるなど。

それに加えて、さらには、何で自分が今、こういう状況に陥っているのかというところが、はっきり自覚できない子もこの中にはいるなというところが、学校からの報告を受けながら、それから学校にもいろいろ問い合わせをしながら進めていく中で、感じているところであります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 4年間不登校になって、今は、高校の定時制に今年から通うことができるようになったお子さんがいるのですが、その子の話を聞いたときに、何だか全然自分で分からぬうそうです、どうしてそうなったか。そのときに、その子のお母さんだけではないのですけれども、親御さんというのが、本当にどうしたらいいか分からなかつた。親が一番つらい思いをするのですよね。どうして子どもが学校に行かないのだろうか、自分の子育てがこんなに悪かったのだろうか、例えば、学校で何かあったのだろうか。いろいろな思いをしながら、そして、その思いの中で、一番最初に相談に行くのが学校の先生ですよね、担任の先生です。そのときに、それを受ける担任の先生が、その親御さんに対して、どういう対応をするかで、その時点で、親自身もせっぱ詰まってしまうのです。そういうことがとても、教員にそのようなものを押しつけるのは大変なのですけれども、学校の授業とか、子どもの指導とかなんかであれば、先生方がすごく得意なのですが、そのケアとか、それから子どもの状況とか、それをどうしたらいいかというのは、はつきり言って、得意な先生もいるかもしれないですけれども、割とこの忙しい中では、とても苦手だと思うのですよ。そういう先生方をどうやって、フォローしていくとか、それから、そういういっぱいいっぱいの思いを持ったお母さんたち、親御さんたちを、どういうふうにして、その立場でなくて、何かの、自分のその悩みを吐き出せる場所をどうやってつくるかというのが必要だと思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、議員おっしゃるとおりで、本当にそういう状況になるご家庭も本当にあります。

それで、まず、その学校のほうで、最初に相談を受けたときに、学校の都合ですか、そこで親御さんに話して接するのではなくて、やはり、その親御さんにしっかり寄

り添った対応をするというのは、本当に大前提なのかなと思います。そこで、保護者の話をしっかりと受け止めて、取組を進めていく、それがまず第一段階なのかなと思います。

そこで、でも、保護者のほうも、なかなか自分の思いが伝わらなかつたというような状況があったときには、教育委員会に来ていただいて、お話を聞いたこともあるのです。そういうところで、フォローしていく。

ここでもまだ物足りないというところであれば、各校に巡回で行ってもらっておりますスクールカウンセラーの先生がいるのですけれども、その先生と相談する、調整をして、相談していただくとかいうところで、今のところは取組を進めているところです。それで、スクールカウンセラーの先生からも報告などが上がってきますので、そこで実際どうだったのか。今後、では、そこでもまだ難しいという状況であれば、どう対応していくけば一番いいのか、そういうところもまた検討していくというような体制ではいるところであります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 厚岸町には、親の会というのではないですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今のところは、そういうものがあるというお話は押されておりません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 いろいろなカウンセラーをやっている先生の中にあるのですが、親自身の心のステージがありますよね、あって、それがすごく迷っているとき、それから親自身が悩んでいる、物すごく悩んで苦しんでいる段階、その後、子どもの痛みに共感しようとする段階、それから、子どもとの回復を信じて静かに見回る段階と4段階くらいにずっと動いていく中に、一緒に子どもも安定していくのですよ。子ども自身は、こここの傷ですから、一緒ですよ。足首を捻挫して、骨を折ったと同じで、休んでゆっくりと治すことをした上で、何でもなくなつたときに、だから例えば、昼夜逆転したり、それから、学校に行かないことで、いろいろな自分の心の中のものを全部吐き出せるようになったら、一歩進むのですが、そういう段階で、そういうような専門的なものを、やはり教師の中にもきちんと自覚するような、そういう学習会を開いていってもらえたたらどうなのかなと思うのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、議員おっしゃるとおりで、そこの部分というのは、本

本当に大事な部分で、やはりそういうところの正しい理解をした上で、相談体制を整えて、相談を受けていくというところは、本当に大事なところで、今のところは、そういうカウンセリングに関する研修会などが道教委から来たりするものもありますし、様々、やはりいろいろなところで大きな問題となっておりますので、そういうところを周知して、働きかけるというところに留まっているのですが、あと、その学校の状況なんかを見ながら、教育委員会として、ここは必要だなというところがもし出してくれれば、そういう方法で進めていくということもありますので、その辺については、今後もまた検討しながら、様子をじっくり見て進めていきたいなと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 それで、この中で見ても思ったのですが、家から出ることが難しい児童・生徒について、家庭と学校の教室を情報端末でつないでオンライン授業とか、足が向かない子どもにとっては情報化、要はこれ、教育にどんどん結びついているのですよね。だけれども、子どもにとっては、学校という「が」の字が見えるだけでもつらいのです、そうですよね。そういうことのないような、学校でもない、家にもいられないような、そういう子どもたちがふつといられる場所というのは、厚岸町にはないのでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 現段階といたしましては、厚岸情報館に設置しております町の教育支援センター、こちらが、学校に必ず行くというところを前提としたものではなくて、そこで過ごせるというような意味合いでのものとして、一つ設置している状況であります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 情報館ですよね。情報館でしたら、その近くにいる子どもたちならばいいですけれども、遠くにいる子たちはどうすればいいですか、親が送るのですか。その辺はどういうふうにしたらいいのでしょうか、その子にとって。

だから、そういう情報館だけでなく、例えば、本町であれば福祉センターがありますよね。前に福祉センターで取り組んでいなかつたですか、なんか部屋を貸してというような、そういう取組もありますので、そういうような町全体で見守れるような、そういうようなものをつくれないですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 現段階では、その厚岸情報館にある、町の教育支援センターというところを中心に取り組んでいるのですが、今、取り組んでいる一人一人に合わ

せた、まず状況の把握、その把握をした後、対応を考えていくという中で、やはり、この子にはそういうものが必要だろうということであれば、そのように、そういう子たちを受け入れる施設についても検討が必要となってくると思いますので、まずは、今、一人一人の状況を抑えて、一人一人に対応できる対応策というのを進めていくというのをまずは第一段階として、考えていきたいなと考えております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 それであれば、先ほど言いました、親をどうやって支えるかという話をしました。そういう経験を積んだ方、ここは、そういう親の会の人たちとつながる中で、自分自身を見つめ直して、そして、子どもにちゃんと向き合いながら、子どもたちが戻っていましたという経験を何度も繰り返している方の話なのですけれども。そういうような、今は厚岸にはないと言いますけれども、そういう相談に来られた方たちに、一緒にいろいろな親御さんがいるのですけれども、会って話をしませんかというような、そういうリードとかというのは、教育委員会は取れないですか。そういうような取組で、要は、親御さんを一人にしないというか、孤立させない、親が孤立すると、どうしても子どもも孤立しますから、その辺のことを含めて、そういう大きな取組というのは、できないのでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、お話をいただいた内容は、学校で保護者の話を聞き取って、こういうものがありますよという働きかけ、教育委員会でも、こういうものがありますよという働きかけ、それでも足りなければ、また、こういうようなものがありますよというような働きかけを保護者としっかりと向き合って、話をしながら進められるような形では、今後も進めていきたいなと考えております。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 不登校支援について、これまで何度もいろいろ答弁させていただいております。質問者がおっしゃる、その寄り添うということが、本当にこの解決にはとても大切なことだと思っています。それらを受けまして、昨年度はトライアルということで、教育支援センター、それから、町端末をつないだ校内の教育ルームなどを設置してきました。

その中で、私たちが分かってきたのは、さあこういうのをつくった、こういう施設をつくった、こういう状況をつくったからどうぞと言っても、そこと合致しないほうが多いのです。今回、数字も出させていただきましたけれども、今現在、使用しているのが2名、それから、町内教育支援センターに活用しているのが1名ということで、その子たちにとっては、すごくいい環境にもしかしたらなっていて、学校で学んでいる子については、教室に入れるようになっているという報告もあります。

ただ、今、考えていかなければならないのは、箱物やいろいろな支援を手を差し伸べてどうぞと言っても、そこ以上にもっと困っている子がたくさんいるということが、きっと、今、ご質問者の部分なんだろうなと思っています。

ですから、教育委員会としては、何が子どもたちが困っているのかというのを分からぬまま、いろいろなものを提示していくという環境ではなくて、まず、一人一人の状態像をしっかりと把握することを、今、始めていきましょうということで、今、指導室を中心に、学校と、それから対応する保護者や子どもたちと、今、向き合っているという中で、これからどういうニーズが必要なのか、しっかりと把握していくこともありますし、それは1年間ちょっといけば、また、今度どんどん変わってくるのです、子どもたちの状況というのが。そこを考えていかないと、こういうものをつくった、こういう条件をつくった、環境をつくったから、これでいけるということではないということが、これは分かつてきましたし、全国的にもそのような流れの報告も聞いています。

今、ご質問者が話しされているようなことも含めまして、今後検討してきて、これでいいのだとは私たちも思っていません。そういうのをしっかりと踏まえながら、子どもたちに寄り添う、それから、保護者に寄り添うのはどういうのがいいのかとも含めて、これから、そのまでとどまらないような不登校対策というのを考えていきたいと思っております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 これだけ小さな町です。子どもたちも少ない中で、小学校4人、中学校4人ですか、それは目に現れているだけだと思うのですよ。それだけ、やはり学校に行きづらいとか、今の勉強すること、学習内容、学習に対して、嫌だと思っている子もいるだろうし、そういうことも競争させられる、していると思わないのですけれども、競争させられるような環境に置かれているということの見えない圧迫感なんかもあると思うのです。そういうのも含めて、今、見えている4人だけでなく、本当に全体の子どもたちが、学校に行って安心して過ごせているのか、それとも親がいっぱい色んな思いを抱えていないのかというのは、先生方にそれだけ把握してくださいというのは、この忙しいので大変ですけれども、少しでもその子たちが前に進めるような、そういうものを、ちょっと大変ですけれども、私たちも頑張りますので、つくっていってほしいなと思います。よろしくお願ひしたいのですが、いかがですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） ありがとうございます。私たちの学校現場、それから、教育委員会といたしましても、様々な児童・生徒の生活ですとか、学校生活にも関わる調査などもあるのです。そういうような調査の結果ですとか、あと、実際に子どもたちと触れ合いながら、毎日学校をやっているわけですから、そこの中での子どもたちの状況、それから、いろいろなアンケートのようなものも各学校で取っているのです。この

子たちがどういう精神状況でいるのか、そういうようなものなども全部含めて、しっかりと一人一人を見て、対応を進めていきたいと思います。

●石澤議員 分かりました、いいです。

●議長（大野議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告がありました6名の一般質問を終わります。

日程第3、議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めること」についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることがあります」、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員にあります黒田久枝氏は、本年8月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町松葉2丁目91番地。氏名、黒田久枝。生年月日、昭和25年10月27日。次ページには参考として、学歴、職歴を記載しております。なお、任期は同法第423条第6項の規定により3年間とされ、本年9月1日から令和10年8月31日までであります。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

(なし)

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第4、議案第59号「厚岸町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題いたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長）　ただいま上程いただきました議案第59号「厚岸町過疎地域持続的発展計画の変更について」、その提案理由を申し上げます。

令和3年度を始期とし、令和7年度を終期とする「厚岸町過疎地域持続的発展計画」は、令和3年9月の第3回定例町議会において、議決いただいているところであります。この過疎地域持続的発展計画の運用に当たっては、毎年度、予算や3か年実施計画のローリングなどを踏まえて、計画登載事業について、必要な変更手続を行っておりますが、本年度の変更については、計画書中の事業名の追加による変更であり、北海道知事との変更協議とともに、町議会の議決が必要となったものであります。

北海道知事との協議については、令和7年4月22日付をもって、計画変更に対して異議がないとする回答を受けており、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、当該計画の変更について、本定例会に提出するものであります。なお、このたびの変更につきましては、令和7年度に実施する過疎対策事業債を活用する事業について、現過疎計画に未登載である三つの事業を追加事業として登載するものであります。

議案書10ページをご覧ください。

一つ目に追加登載する事業は、区分欄の2、産業の振興につきまして、事業名の欄、（1）基盤整備の内に「水産業」を追加し、事業内容に「漁港機能増進事業」を追加するものとなっております。

二つ目は、区分欄の4、交通施設の整備、交通手段の確保につきまして、事業内の欄に、「（8）道路整備機械等」を追加し、事業内容に「建設機械等整備事業」を追加するものとなっております。

三つ目は、区分欄の8、教育の振興につきまして、事業欄の（1）学校教育関連施設に「校舎」を追加し、事業内容に「厚岸小学校トイレ整備」を追加するものとなっております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員）　これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

- 南谷議員　まず、令和7年度に実施をされる事業ということは、当初予算に既に登載されているのでしょうか、そういう理解でよろしいのでしょうか。

- 議長（大野議員）　総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長）　お答えいたします。議員、おっしゃられるとおりでございます。当初予算に掲載されている事業ということでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今、変更というのだから、うーんと思って説明を聞いていたのですけれども、改めてお尋ねをさせていただきます。

水産業なのですけれども、漁港整備、当初予算にも計上されているということだから、あまり詳しくはいいのですけれども、これは床潭漁港の関係だと思うのです。場所を含めて、ここに登載になっているわけでございますから、実施時期とか、現時点での工事の内容について総事業費も含めて、私は、改修工事は1年ではできないと思うのです。改修場所とか、もう少しこの場所、それから総事業費、そのうちの借入れがどうになっていくのか、もう少し詳しく説明をしてください。

それから、教育の振興でございます。小学校の関係だと思うのですけれども、トイレと照明器具、これも当初予算に載っているのでしょうかけれども、この内容について、概略でいいですから説明をしてください。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。私からは、漁港機能増進事業、床潭漁港整備の中身について説明させていただきたいと存じます。

こちらに書かれております部分で、議案の10ページなのですけれども、泊地のしゅんせつ、それから、マイナス2.5メートル物揚場の関係の修繕事業となっておりまして、泊地のほうの相対の事業費につきましては1,500万円、それと、マイナス2.5メートル物揚場の関係の事業につきましては8,700万円の事業を予定しております、合計だと1億200万円という形になります。

そのうち、マイナス2.5メートル物揚場の分につきましては、地元負担金ということで、厚岸町の負担金がございます。予算上では、1,160万円を令和7年度の当初予算に計上させていただいておりまして、町の負担の率につきましては、国が60%、それから、北海道が40%という事業なのですけれども、その北海道の40%の事業負担のうち、3分の1が町負担ということになりますので、1,160万円となっております。水域の部分、泊地に関しては、町の負担というものがございませんので、国と道が負担するという形になっております。

あとは、実施時期につきましては、床潭の地域柄、昆布が来月から始まりますけれども、昆布の漁の期間、なかなか岸壁に重機が入ったりとか、岸壁をちょっと触ったりする事業というのが難しい部分がございますので、基本的には、昆布が終わった10月からを予定しております。ただ、10月からの実施になると、やれる期間というのがちょっと短くなりますので、地元と相談しながら、もう少し早くできないのかというの、昨年、一昨年ぐらいからいろいろと調整をしておりますので、なるべく早く取りかかって、なるべく多くのボリュームができるようにして、なるべく短い期間で終わらせるようなという形で取り組んでいきたいと思っております。まだこれから、北海道、それから地元関係者、漁協も含めて調整していくことになりますけれども、おおむねそういう形で進むと思います。

以上です。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 厚岸小学校のトイレ洋式化、そして、照明器具の改修ということであります。当初予算において、厚岸小学校トイレ整備事業ということで、総額として2,321万円ということで予算計上をさせていただいております。事業内容でございますが、トイレの洋式化ということで、厚岸小学校は大変和式トイレが多いということでございますので、児童が使用するトイレ、そして、先生方が使うトイレ、こちらの和式になっている部分、これを洋式化すると。それに合わせて、照明のLED化というものを工事を予定をしております。現段階においてでありますけれども、国の補助金が773万6,000円、地方債として1,540万円、一般財源が7万4,000円という内容になっております。

また、現段階において工期の考え方でございますが、契約については9月頃、実際の工事については冬休み中となるのかなと想定しております。完成については、2月か3月ぐらい、全体の工期としてはそのように考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 たしか3回目ですね。それなら、全部聞かないといけないです。

まず、漁港の関係です。位置がよく分からぬのです。私は、床潭漁港の中央部分だと思っているのです。中央部分の改修工事なのだけれども、右側なのか、きっと真ん中に中央の部分の、太平洋に向かって右側なのか左側なのか、どの程度、距離にして改修するのかなと、これがまず一つです。

それから、学校については分かりました。ただ、昨日、10番堀議員の一般質問がございました。厚岸中学校で赤い水が出ているよという、私も非常に聞いていて、疑念に思いました。これから調査をされるということでございますけれども、せっかくこのようには、これらは前から当初予算に計上されていることだったのでしょうかけれども、きちんと積んできて、ここに至っていると思うのです。

ただ、緊急に子どもたちが心配する、憂慮するような事態に至った場合、やはり、町としても、きちんとした早急な対応は、私は必要ではないのかなと。調査も早くしなければならない。結果的に何ともなくて、しなければならないのですけれども、この変更する時点では、ここに掲載する、過疎債を借りるに当たって、この辺の関係については、10番堀議員が言われた件については、議論にならなかつたのですか、いかがでしようか。

●議長（大野議員） 水産農政課長

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。床潭漁港の岸壁の場所についてです。海に向かってYの字になっております、海に向かって、右側の岸壁になります。物揚

場、マイナス2.5メートル物揚場Bという名前になっているのですけれども、そちらのほう、全長で93.7メートル、こちらの修繕に取りかかるとなっております。

●議長（大野議員） 管理課長

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。厚岸中学校の赤水の件で、昨日、10番議員からご質問があったところであります。昨日の終了後、早速、再度こういった協議をさせていただきました。厚岸中学校の、今、質問ではないのですけれども、それに対しては浄水器だとかの検討をさせていただく、また、管の調査というのも検討をしていきたいということで、今、そういうような話になっています。

この厚岸小学校の件ですけれども、今回、改修を予定しているのはトイレということであって、飲み水ではないということではあります。ただ、同じ給水管でもあります。実は、この工事の関係、やるときに、そういったところまでの話はしていなかったというところでもありますので、厚岸小学校に限らずになると思うのですけれども、町内の学校全体がもう古いこともありますので、こういった事業を進める上で、そういった検討なり、調査なりが必要だろうということもありますので、それらを考えながら、今後、事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●南谷議員 いいです。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第5、議案第60号「財産の取得について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） ただいま上程いただきました議案第60号「財産の取得について」、その提案理由をご説明申し上げます。議案書の11ページをお開き願います。

このたび取得しようとする財産は、町営牧場において、牛舎やパドックから排出された尿を貯めるスラリーストア、このスラリーストアから尿をくみ上げる際に使用するスラリーポンプであります。これは、町営牧場の運営の効率化を図るため、特定防衛施設

周辺整備調整交付金事業により購入するもので、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容でありますが、1の財産の種類は物品であります。2の名称及び数量はスラリーポンプ1台であります。3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号によります指名競争入札であります。4の取得価格は、金902万円であります。5の契約の相手方は、札幌市西区西町北16丁目1番1号、株式会社北海道クボタであります。

12ページをご覧願います。

参考として、1のスラリーポンプの仕様であります。型式はSALPI-SP200-5.5です。全長は5.73メートルです。駆動方式はトラクターPTO式で、トラクターの所要馬力は80から130馬力です。突出管は全長8メートル、直径は200ミリメートルであります。最大突出量は、毎分11,000リットルです。2として、納入期日は、令和8年3月14日であります。3として、型式図につきましては、別紙説明資料のとおりでございます。

1枚めくっていただいて、13ページをご覧願います。

13ページ、上段の図は、スラリーポンプ本体側面図で、左側にポンプを駆動する際に必要なトラクターが描かれております。中央から、アルファベットのL字に見える網かけされた部分が、スラリーストアの設定でございます。スラリーポンプを使用する際は、ポンプ本体を図のようにスラリーストア内に設置しまして、下から尿をくみ上げます。下段の図につきましては、くみ上げた尿を、図の右側にあります運搬機材、こちらは、スラリースプレッダーの設定でございますが、これに運ぶ、突出管の側面図でございます。上段の図のポンプ本体の右側にあります突出口に接続し、使用いたします。なお、参考資料といたしまして、5月19日に執行しました指名競争入札結果を配布させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第6、議案第61号「財産の取得について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

- 建設課長（堀部課長）　ただいま上程いただきました議案第61号「財産の取得について」、提案内容をご説明申し上げます。議案書14ページをお開き願います。

議案第61号「財産の取得について」でございます。建設機械等整備事業による除雪ドーザ取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

このたび取得しようとする除雪ドーザは、町内除雪業者が保有する車両が老朽化により、今後5年以内に故障が見込まれ、除雪体制に大きな影響を及ぼすため、自社で購入することができない本車両について、町が社会資本整備総合交付金を活用し、購入取得するもので、取得後は、冬期に除雪作業を行う町内業者へ貸し出すものであります。なお、冬期以外につきましては、直営による道路作業を行うための作業機械として使用するものであります。

今回の財産取得の内容でありますが、1として、財産の種類は物品であります。2として、名称及び数量は、除雪ドーザ1台。3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、町外5社の参加によるものです。4として、取得価格は1,628万円。5として、契約の相手方は、帯広市西24条北1丁目3番4号、コマツ道東株式会社であります。

続いて、取得予定の除雪ドーザについて、次のページの参考によりご説明いたします。また、16ページの形式図を合わせてご覧願います。

それでは、議案書15ページをご覧願います。

1、除雪ドーザでありますが、8トン級車輪式マルチプラウ簡易着脱装置付きであります。型式はWA100-8Y、エンジンは水冷4気筒直接噴射式過給器アフタークーラー付き、乗車定員は2名、操縦量は9,060キログラム、全長は6.86メートル、全高は3.32メートル、全幅は3.2メートル、除雪能力は1時間当たり1,900トンであります。2、納入期日につきましては、令和8年3月21日までとするものであります。なお、別途お手元には、参考資料といたしまして、6月5日に執行いたしました指名競争入札結果を配布させていただいておりますので、ご参照をお願いします。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（大野議員）　これより質疑を行います。4番、金子議員。

- 金子議員　今の提案理由説明の中で、今回、購入理由は、町が委託している除雪業者が使っていた機械が老朽化により壊れる可能性が5年以内にあって、その業者が自分たちで買えないから、町が買って貸すということだと思うのですが、その業者というのは、1社の話なのでしょうか。

- 議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。1社ではなく、ほかの業者も含めまして、いろいろとそういう事情があって、その業者から、今後5年以内に壊れる可能性があるということでございますので、町としては、今回2台購入する予定だったのですけれども、交付金の配分の関係で、現在1台しか購入することができないという状況でございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 そうすると、町で買って、それを除雪業者に貸し出して、使って、除雪をしてもらうと。今まで、町が委託して、除雪業務を各業者に委託していたと思うのですが、その委託料というのは、多分、各業者が自分で持っている機械を使って、機械は当然使えば老朽化したり、メンテナンスするのにお金がかかりますよね。例えば、この貸し出しする後と貸し出しする前で、町から業者に委託する委託料というのは、料金が変わるとか変わらないとか、その辺りも、もう購入する時点でお考えの中にあるのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） 今回、業者に貸し出すということで、そこの料金は、町としては、発生する形になってございます。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。今、業者が持っている機械につきましては、壊れた損料につきましては支払うと、町で、その分は見ますよということで。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 私からちょっと簡単ですけれども、説明させてもらいます。もともと、事業者が持っている重機については、町で除雪を委託する場合は、今、建設課長が言った損料というか、機械を維持するための部分というのが当然入ってきます。町で取得したりリースをして、貸し出す機械には、そういう部分が含まれないとということになりますということを、多分聞かれているのかなと思うのですが、違いまし

たでしょうか。

●金子議員　自分の機械を使っていれば、まず最初の業者は購入費もかかっているし、当然メンテナンスも、原価消却でどんどん使えば使うほど、機械の価値も減ってくる。

●議長（大野議員）　休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

●議長（大野議員）　再開します。

副町長。

●副町長（石塚副町長）　それで、先ほど言った答えで、要は機械の修繕等にかかる部分は、町の機械に関しては、町で行いますので、業者の委託ということにはならないということになります。その分は、町から払う経費は下がります。

●議長（大野議員）　4番、金子議員。

●金子議員　今、副町長からご説明いただいて、分かったのですが、では、その下がる、例えば下がる、何にしても、何を基準にそういうものを算定するのか。算定基準というのは、例えば、除雪費が今まで100万円、業者に町から払っていたと。機械の老朽化により、その業者は使えなくなって、町の機械を使ってやってくださいと。例えば、今まで100万円だったのを、町の機械を使うから、今、副町長のお話では、その分、町から機械を使うようになれば、値段は変更するというか、安くなると、委託料は。そういうふうに認識しているのですけれども、その安くなるという、その算定方法は何かを基準の基に算定して、そういう基準というものは、何を基準にお話をしているのかというのを教えてもらいたいということで、お願いします。

●議長（大野議員）　休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

●議長（大野議員）　再開いたします。建設課長。

●建設課長（堀部課長）　大変貴重な時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。お答えいたします。今、業者で使われている機械に対しましては、先ほど申しました

ようには、北海道の機械損料表という基準がありまして、それを基に算定しているということと、町から払う。それと、そのほかにオペレーター代を業者に、委託料を支払っていると。今回、機械を購入して貸し出すということになりましたら、その機械の損料が、業者に支払われなくて、あくまでもオペレーターの委託料だけを業者に委託料として支払うという流れになってございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 すみません。この取得価格なのです。落札率が63.3%になつますよね。いや、安いのはいいのですけれども、そもそも最初の予定価格とあまりにも差があるような気がするのですが、何を基準にして、こういう価格になつて、ここで収まったのかなというのを聞きたいのですけれども。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。まず、予定価格を設定する際には、業者から見積もりをもらいまして、最低の見積金額をもつて、予定価格としております。

ただ、今回、業者入札した結果、企業の努力で、そういった値段に落としているところは考えているところでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 企業努力だから、いいということなのでしょうかね。ただ、その機械自体に何か問題あるというようなことには、ならないですよね。そういうことはないですね。でも、あまりにも差があるから、ちょっと業者から聞き取ったその業者の感覚というのかな、機材に関してのあれがどのようだったのかなどと、はっきり、99%だったらおかしいですけれども、でも、あまりにも63%というのを低すぎるものですから、その辺のところは大丈夫だということで理解してよろしいですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。その機械の仕様とか、そういうのは、各業者に示した上で入札に参加して、今回この金額で落としたということでございますので、その機械の問題にはなつてございません。

●議長（大野議員） 次、7番、南谷議員。

●南谷議員 3人目なので、簡潔にやりたいと思うのですけれども。基本的に、本財産の取得については賛成であります。その上で、何点かお尋ねをさせていただきます。

先ほど説明で、当初は2台だったよということを説明ありました。結果的に、今回、

1台になったよということでございますから、数字上は別にして、予算上、今回、今、質問がありました、落札率が63.3%まで落ちました。そうすると、社会資本整備総合交付金、1台分になったのですけれども、当初、計画していた数字よりも下がりますよね、実質、結果がこういう数字になっているわけですから、63%まで落ちていますから。その差額の交付金というのはどうなるのだろうかと。

それから、このドーザの前側のバケット、これは動くのですか。よくあるケースなわけですけれども、動かないで、ただ押すだけのやつと、挟めるようになるやつと、このドーザはどういう形式なのでしょうか。この2点、お願いします。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。まず、1点目の交付金についてでございますが、当初、社会資本整備総合交付金として、これは、機械は3,440万円の見込みをしておりましたが、1台となって、交付金の配分額が997万3,000円となっているところでございます。今後につきましては、10月の補正が、また国のはうでありますので、その際に、またもう1台申請をしまして、交付決定が、ちょっと年内に来るか分かりませんが、もし、ついたとすれば、3月の議会で、その分、予算を令和8年度に繰り越して、購入したいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 答弁まだあります。どうぞ、引き続き。

●建設課長（堀部課長） すみません、前のプラウの関係は、可動式となってございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 前のほうは、そうしたら動くということですね、今時に、これだけなら困るよなと思ったので、動くよと。それから、今、2台が云々と、もう1台のほうは、2台申し込んで計画していたけれども、もう1台は、年度内にもしかしたら来るかも分からないよと、こういう考え方でよろしいですよね。

金額、今、2台で3,400万円で、九百何万円と言うのだけれども、この数字が、ちょっと行ったり来たり、内容をもう少し、きちんと整合性のあるように説明をしてください、段取りよく。3,000万円から900万だよと、ほんと二つの数字を並べられても、何がどうなったのかが、つじつまが合いません、すみません。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。先ほど言った3,440万円でございますが、これが、当初、国の社会資本整備交付金で予定していたものでございましたが、国のはうから1台分、さらには、ちょっと減額になって、997万3,000円の交付金の配分となっ

ているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 1台分の、約1,000万円ぐらいの数字に落ちたよと、国の交付金がね。そういうことでよろしいですね。後はそうしたら、可能性としては、もう1台分あれば、もう1,000万円ぐらい来ると、そこは2台できるよと、こういう考え方でよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。10月のときに、補正予算のそういうのが来ましたら、町としては、申請して、つくかどうか分かりませんが、ついたときには、そういう2台の購入に向けて取り組んでいきたいと思っているところでございます。

●議長（大野議員） そのほかございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ここで、本会議を休憩したいのですけれども、議会運営委員会と議員会の臨時総会を開くため、ちょっと早いですけれども、昼食絡めて休憩を取りたいと思います。

再開は、午後1時といたします。

午前11時35分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長より報告の申出が出されております。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。10番、堀委員長。

●堀委員長 本日11時38分から第5回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告いたします。

追加議案として提出されました議案第72号「厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要項の制定について」の取扱い及びこの要項の規定を根拠とする議案第68号及び議案第69号の取扱いについて協議をいたしました。

その結果、本日の本会議において、追加日程第1として、議案第72号「厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要項の制定について」、追加日程第2として、議案第68号「厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」、追加日程第3として、議案第69号「厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について」、この3件を日程に追加し、日程第14の次に審議することに決定をいたしました。

追加日程第1とする議案第72号「厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要項の制定について」の審議方法は、本会議において審議することに決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会報告のとおり、追加日程第1として、追加議案であります議案第72号「厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要項の制定について」、追加日程第2として、議案第68号「厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」、追加日程第3として、議案第69号「厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について」、お配りしている追加文の日程表のとおり、この3件を日程に追加し、日程第14の次に議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号「厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要項の制定について」ほか2件を日程に追加し、それぞれ、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、日程第14の次に議題とすることに決定いたしました。

日程第7、議案第62号「財産の取得について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました、議案第62号「財産の取得について」提案内容をご説明申し上げます。

このたび、取得しようとする財産は、厚岸消防署所管施設等に整備されている消防救急デジタル無線設備一式であります。これは、令和7年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、購入取得するもので、この交付金制度に基づき、町が取得した上、契約により、厚岸消防署へ管理を委託するものであります。

現在の消防救急デジタル無線設備は、平成25年度にアナログ無線からデジタル無線に切り替えるため整備したものであります、メーカーが示す設備更新年数のおおむね10年を超える12年が経過している状態であります。

のことから、消防救急デジタル無線設備を更新し、消防救急体制における無線通信を維持するため、その取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の17ページをご覧願います。

1、財産の種類は物品であります。2、名称及び数量は消防救急デジタル無線設備一式であります。3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、町内の2社を含む釧路・根室管内5社の参加によるものです。4の取得価格は、1億7,160万円であります。5の契約の相手方は、中標津郡中標津町共立1番地11、高部電機株式会社であります。

次ページをご覧願います。

参考といたしまして、1の施設概要ですが、左から設置場所、設備名、数量を示しており、設備名欄には更新・新設の別を示しております。厚岸消防署に設置する設備は、有無線接続装置の更新1台、遠隔制御機として災害時に活動する緊急消防援助隊が使用する主運用波用の新設が1台、各消防組織共通の統制波用、太田基地局と接続する有無線接続装置用、厚岸消防署が使用する二つの活動波用の合わせて4台の更新、遠方監視制御装置の更新1台、卓上型固定移動局無線装置の更新1台、可搬型無線装置の更新1台、卓上型受令器の更新1台、無停電電源装置の更新1台であります。

太田基地局に設置する設備は、基地局無線装置の更新2台、空中線共用機の更新1台、主運用波を使用可能とするための3段高リニア型アンテナの新設1台と同軸避雷器の新設1台、遠方監視制御装置の更新1台、D C A C インバータの更新1台であります。

第1分団庁舎に設置する設備は、災害現場等の屋外で使用可能な可搬型無線装置の新設1台、第1分団庁舎内でも、可搬型無線設備による送受信を良好に行うためのスリープアンテナの新設2機とアンテナ新設に伴う同軸避雷器の新設2台であります。

移動無線設備といたしましては、携帯型無線装置の更新13台、車載型無線装置の更新24台、携帯型受令器の更新5台であります。2の納入期日は、令和8年3月27日であります。3の参考図面として、位置図、システム構成図は、別紙説明資料のとおりであります。

次ページをご覧願います。

位置図として、設備を設置する厚岸消防署、太田基地局、厚岸消防団第1分団庁舎の

位置を示しております。

次ページをご覧願います。

消防救急デジタル無線のシステム構成図であります。厚岸消防署、太田基地局、第1分団庁舎の設備を図示したものであり、右下の範例に示すとおり、点線で囲んだ設備は、今回の取得において新規に設置する設備で、点線で囲んで網かけした設備は、更新せずに、既設の設備をそのまま使用するものになります。その他の設備が、今回更新する設備となります。なお、参考資料として、6月12日に執行いたしました指名競争入札結果を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単な説明であります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第8、議案第63号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第63号「工事受負契約の締結について」、提案内容を御説明申し上げます。議案書21ページをお開き願います。

議案第63号「工事請負契約の締結について」でございます。次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

港町二条通りは、昭和56年に町道として共用開始され、地域住民の生活道路として利用されている道路ですが、経年劣化等により、路面のひび割れやわだち掘れ、さらには、降雨時や高潮の影響で道路が冠水するなど、通行に支障を期待しているところであります。町としては、安全安心な道路環境を整備するため、国の社会資本整備交付金を活用し、令和7年度に402.03メートルの道路整備工事を行うものであります。

今回の契約内容でありますが、1として工事名、港町二条通り整備工事。2として工事場所、厚岸町港町。3として契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め7社の参加によるものです。4として、請負金額1億208

万円。5として、請負契約者は、道東・山崎経常建設共同企業体。代表者、厚岸郡厚岸町港町3丁目109番地、道東建設工業株式会社。構成員、厚岸郡厚岸町白浜3丁目3番地4、山崎土建有限会社であります。

22ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、工事延長402.03メートル。歩道部の幅員が2.25メートル。断面構成は、表層細粒度アスコン、厚さ3センチメートル。下層路盤、再生骨材ゼロから40ミリ級、厚さ4センチメートルから10センチメートル。車道部の幅員が7.50メートル。断面構成は、表層細粒度ギャップアスコン、厚さ3センチメートル。基層粗粒度アスコン、厚さ4センチメートル。上層路盤、アスファルト安定処理、厚さ5センチメートル。下層路盤、再生骨材ゼロから40ミリ級、厚さ2センチメートルから15センチメートルであります。2、工期ですが、着手は契約締結日の翌日、完成は令和8年2月20日までとするものであります。3、参考図面として、位置図、平面図、土工上下図は、別紙説明資料のとおりです。

23ページをお開き願います。

今回の施工位置ですが、図面中央の黒丸で囲った太線部分、港町2条通りとなります。

24ページをお開き願います。

図面下側が平面図となります。左側の起点は、道道別海厚岸線側、右側は終点となり、港町東5の通り側になります。図面右上には、道路整備工事の渡航定規図を示しております。なお、別途手元には、参考資料といたしまして、6月5日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第9、議案第64号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第64号「工事請負契約の締結について」、提案内容をご説明申し上げます。議案書25ページをお開き願います。

議案第64号「工事請負契約の締結について」でございます。次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

床潭末広間道路は、床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また、地域住民の生活道路として、なくてはならない重要な幹線道路であります。急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやっとの状態であり、これらの危険箇所を解消するため、平成20年度から改良舗装工事や地滑り対策工事の事業を継続しております。今年度は、床潭基点側の擁壁設置工事を行うものであります。

今回の契約内容であります。1として、工事名は、床潭末広間道路2工区擁壁設置工事（その1）。2として、工事場所は、厚岸町末広。3として、契約の方法は、地方自治法施行令167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め7社の参加によるものです。4として、請負金額1億9,470万円。5として、請負契約者は、厚岸群厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

26ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、擁壁工延長が66メートル、H形鋼親杭本数が44本、グラウンドアンカー延長が37.5メートル、設置箇所が30か所、被覆コンクリート延長が19.5メートル、高さが6.5メートルから8.5メートル、体積が75立米であります。2、工期ですが、着手は契約締結日の翌日、完成は令和8年3月19日までとするものであります。3、参考図面として、位置図、平面図、断面図は別紙説明資料のとおりです。

27ページをお開き願います。

位置図でございます。今回の施工位置ですが、図面中央下の黒丸で囲った部分となります。

28ページをお開きください。

図面左側の平面図をご覧ください。左が床潭地区、右が末広地区となっています。平面図左側の旗揚げしています令和7年度工事起点から、令和7年度工事終点が施工箇所となり、斜線部分が擁壁施工箇所となります。詳細につきましては、SP251.7からSP317.7の延長66メートルの間に、H形鋼親杭を44本を設置。SP251.7からSP289.2の延長37.5メートルまでの間にグラウンドアンカーを30か所設置し、SP251.7からSP271.2の延長19.5メートルまでの間に、擁壁高さ6.5メートルから8.5メートルの被覆コンクリート体積75立米を施工するものであります。

図面右側の断面図をご覧ください。断面図左側が山側で、右側が海側となっています。この断面図は、起点側の断面図となっておりまして、擁壁工の内容としましては、擁壁が沈下や形動しないようH形鋼を打設し、土圧や地震力による引っ張り力を受けて、擁壁が移動しないようグラウンドアンカーを地中に埋め込み、雨水や風雨から保護し、腐食を防ぐため、擁壁の表面をコンクリートで被覆する内容であります。なお、本事業については、社会資本整備総合交付金を活用し取り進めていることから、交付金配

分額により、2か年で施工計画を予定しており、本年度につきましては、H形鋼を全て打設し、グラウンドアンカー及び被覆コンクリートは、事業量を調整し、施工する内容であります。また、本年度に施工できなかった箇所につきましては、令和8年度に施工する予定であります。なお、別途をお手元には、参考資料等をいたしまして、6月5日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。10番、堀議員。

●堀議員 今、説明がありましたけれども、事業量を調整して、残った分は令和8年度ということは、今回示している数量というのも、相対での数量ということで、実際に令和7年度中に実施する工事量というのは変わるかもしれないというような捉え方をしたのですけれども、それで間違いないのかということを確認したいと思います。

それと、H形鋼親杭を打ったりといった、グランドアンカーを打ったりといった中では、現地、現道の交通規制、通行規制というものは、工事中とかはどのような感じになるのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。まず、1番の事業量の関係でございますが、全体の事業量は、今回示させていただいているわけではなくて、令和7年度に施工する部分ということで、今回説明させて、計上させていただいているところでございます。

あと、交通規制につきましては、なるべく通行止めをかけないようにするのですが、その工事の内容によっては、片側通行とか、もしかしたら通行止めになるかもしれないということでございますので、そういったときには、前もって防災無線、それから、自治会等にお知らせをしてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 これから、地区によって、盛漁期といった中に入ってくるので、やはり、ここが通れなくなった場合、迂回をする場合という人だって、当然、出てくる可能性もあるという中では、十分な配慮といったものの中で、そういうものに十分配慮していただきたいなと思います。

あと、最初の事業量については、では、まだこの先もあるという理解、令和8年度分の工事というのはあるのだということでいいのでしょうか。擁壁工66メーターは、令和7年度だけで、令和8年度には、まだ擁壁工が残っているのかということを教えてください。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。まず、交通規制につきましては、なるべく通行止めにならないよう配慮して、工事を取り進めていきたいと考えております。

また、令和7年度に行う工事につきましては、H形鋼は全てやるのですけど、グラウンドアンカーと被覆コンクリートにつきましては今年度は19.5メートル、それから、グラウンドアンカーについては37.5メートル、残りの部分について、それぞれグラウンドアンカーと被覆コンクリートにつきましては、残りの部分を令和8年度に施工するということになってございます。

●堀議員 分かりました。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第10、議案第65号「厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第65号「厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

少子高齢化が進展し、人口減少が加速する中で、男女とも仕事と育児・介護を両立できる職場環境の整備等を目的とした「育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が、令和6年5月31日に交付。このうち、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等を図る「育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に

関する法律」の改正が、令和7年10月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、昨年8月の人事院における公務員・人事管理に関する報告において、国家公務員について同様の措置を行うとされ、人事院規則が国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されたところであり、また、地方公務員においても、地方公務員法第24条第2項の均衡の原則に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、令和7年10月1日から施行されることから、厚岸町職員の勤務時間・休暇等に関する条例及び厚岸町職員の育児休業等に関する条例においても、同様の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

このたびの条例改正の内容は、一つ目は、職員または配偶者が妊娠・出産等した際に、任命権者に仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供、利用に係る意向確認のための措置、子の心身の状況、または家庭状況による仕事と生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向確認のための措置及び当該確認した事項への配慮を義務付けるものであります。

二つ目は、3歳に満たない子を養育、職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供、意向確認等で、任命権者に対し、3歳に満たない子を養育する職員に対して、一定の期間内に仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供、両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置、子の心身の状況または家庭状況による仕事と生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向確認のための措置及び当該確認した事項への配慮を義務付けるものであります。

三つ目は、育児に関する部分休業の多様化に関わる関係規定の整備で、現行の制度では、部分休業は1日2時間の範囲としていますが、新たに1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく取得可能とするものであります。

続いて、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は、2条立ての構成としており、第1条が、厚岸町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正。第2条が、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了知いただきたいと存じます。なお、条例の改正内容につきましては、別に配付しております議案第65号説明資料の新旧対表表で説明させていただきますが、参考資料として、地方公務員の育児・休業等に関する法律の抜粋を配付しておりますので、併せてご参照願います。

新旧対表表の1ページをご覧ください。

初めに、第1条は、厚岸町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正であります。介護休暇を定める第16条第1項の改正は、この後の条の追加による引用条番号の変更であります。

新旧対表表の1ページから2ページにかけてご覧願います。

新たに加える第18条の2は、第1項は、主な改正内容の一つ目で説明した職員または配偶者が妊娠・出産等した際の任命権者の義務規定の新設であります。第2項は、主な改正内容の二つ目で説明した、3歳に満たない子を養育する職員に対する任命権者の義務規定の新設であります。第3項は、第1項第3号または前項第3号の規定により、意向確認した事項について、任命権者に本人の意向への配慮を義務付けるものであります。

第18条の2の改正は、新たに18条の2を加えることに伴う条番号の繰り下げる、略称規定を削る改正であります。18条の3の改正は、18条の2の新設に伴う条番号の繰り下げであります。

続いて、第2条は、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

新旧対照表2ページから3ページにかけてご覧願います。

部分休業をすることができない職員を定める17条の改正は、部分休業を取得できない非常勤職員を定める際に、考慮すべき勤務条件から、勤務日ごとの勤務時間を削る改正及び略称規定の及ぶ範囲を明確化することに伴う字句の整理であります。部分休業の承認を定める第18条の改正は、見出しの改正は、現行の部分休業の取得パターンを第1号部分休業とする改正で、第1項の改正は、部分休業の引用法令の条項番号を改めるとともに、第1号部分休業を勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする規定を削る改正で、第2項及び第3項の改正は、「部分休業」を「第1号部分休業」に改める改正であります。

新旧対照表の3ページから4ページにかけてご覧ください。

新たに加える第18条の2は、主な改正内容の三つ目で説明した部分休業の多様化に関する関係規定の新設であり、新たな取得パターンの部分休業を追加し、同外、新たな部分休業を第2号部分休業とする略称規定を設けるとともに、第1号及び第2号に掲げる場合のほか、第2号部分休業の承認は、1時間を単位とするものであります。

新たに加える第18条の3は、第1号及び第2号部分休業を請求できる1年の期間を、毎年4月1日から翌年の3月31日までとするものであります。

新たに加える第18条の4は、第2号部分休業を請求できる1年当たりの時間数の上限を、非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては、勤務日1日あたりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものであります。

新たに加える第18条の5は、第1号または第2号部分休業のいずれを請求するかの申出の内容を変更できる特別の事情として、配偶者が負傷または疾病で入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の部分休業の申出に予測できなかつた事実により申出の変更をしなければ、この領域に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とするものであります。

第19条の改正は、部分休業について引用法令及び条例番号を新たに付す改正であります。

部分休業の承認の取消事由を定める第20条の改正は、部分休業の取消事由を育児休業法第19条第3項の部分休業の申出の変更をしたときとするものであります。

議案書の32ページをご覧願います。

この条例の附則であります。附則第1項は、施行期日で、令和7年10月1日から施行するものであります。

附則第2項及び第3項は、経過措置で、第2項は、施行期日前においても、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができるとするもので、この場合において、この講じられた措置は、施行日以降は、同項の規定により講じられたものとみなす規定であります。

附則第3項は、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における、この第2条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用について、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする規定であります。

なお、この改正の内容については、令和7年5月7日付文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、当年5月29日付文書により、合意する旨の回答を得ているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第11、議案第66号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ただいま上程いただきました議案第66号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案の内容について、ご説明申し上げます。

普通地方公共団体の公有財産については、地方自治法238条の規定により、公用または公共用に供し、または供することと決定した財産を行政財産とし、行政財産以外の一切の公有財産は普通財産としております。

当町では、公有財産のうち普通財産については、有償による貸付けを厚岸町財務規則で定め、交換、譲与または減額譲渡、無償貸付または減額貸付については、地方自治法で条例または議会の議決による場合でなければ、正当な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないとされているため、議会の議決をいただき、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例で定めております。

また、行政財産については、本条例の制定当時には、地方自治法で長期的な利用である貸付けについて、原則禁止となっていたため、同法第238条の4、第7項の規定によ

り、厚岸町財務規則第224条及び225条で、使用許可の範囲と使用許可期間を定め、1年を超えない範囲で使用を認めており、平成19年4月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体の自主性、自立性の拡大等の措置が講じられ、行政財産である建物の一部貸付等が、その用途または目的を妨げない範囲で可能となったことから、厚岸町財務規則第237条で、土地の貸付等について行ってきたところであります。

このたびの条例改正は、現在建設中の（仮称）厚岸町防災交流センター内的一部分に、厚岸町商工会の事務所を設置する予定で、その準備を進めていますが、令和7年3月31日付で、厚岸町商工会から商工会事務所として使用する部分について、無償としていただきたい旨の要望があり、当町では、この要望を契機として、行政財産の無償貸付について、その可否等を検討してまいりました。

行政財産の使用または貸付けについては、地方自治法の解釈等をまとめた地方財務自治務提要では、目的外使用許可が一時的な使用を前提とした制度とされているのに対し、行政財産の貸付けは、可能な限り長期的な利用を前提とした制度とされ、使用許可より行うことも可能ではあるが、長期的かつ安定的に貸付けを行う場合については、行政財産の貸付けによることとしております。

今回、要望のあった商工会事務所については、長期的な利用が想定されるものであるため、行政財産の貸付けを行うべきと判断したところであり、これまで当町で行ってきた行政財産の使用許可についても、長期的な利用が想定されるものにあっては、現在の使用許可の期限が終了する来年度からは、行政財産の貸付けとして取り扱うことになりました。

また、公有財産の無償または減額貸付については、普通財産と同様に、条例または議会の議決による場合でなければ、正当な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸付けとしてはならないとされていることから、行政財産についても、普通財産と同様、無償貸付または減額貸付を行うため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、議案書により行わせていただきますが、別に配付しております議案第66号説明資料、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表及び議案第66号参考資料として、関係法令の抜粋を併せてご参照願います。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書34ページをお開き願います。

初めに、新たに「第7条」を「第8条」、「第6条」を「第7条」、「第5条」を「第6条」とし、第4条の次に第5条として、見出しを「行政財産の無償貸付または減額貸付」とし、「前条の規定は、行政財産を地方自治法第238条の4第2項第1号から第4号までの規定に基づき、貸し付ける場合にこれを準用する。」とする規定を整備するものであります。

次に、附則であります。この条例は交付の日から施行するとしております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 財産貸付について、議会の議決を得てなくてやる場合、この条例を設ければいいのだよというのですけれども、逆に言うと、条例を設けなくて、その都度、議会の議決を得てもいいという話になりますよね。そういう解釈というのにはならなかったのか、1件、1件、これについては無償にするよ、幾らだけでも減額するよとか、そういうものを議会に提案するような方策というものも、当然取れると思うのですけれども、それをしなかった理由というものを明確にしてください。

あとそれと、地方自治法の238条の4、ここでは、2の1号から3号までというのは、土地についての貸付けというものであると思うのです。想定している（仮称）防災交流センターを貸し付けようとしたときには、この4号でしか当てはまらないのかなと思うのですけれども、4号を見ていたときには、「当該余裕がある部分を貸し付けるとき」とあります。ということは、今回の説明にあった商工会に貸し付ける部分は、余裕がある部分だという理解をするしかないのかなと思うのですけれども、その上段の上には、「床面積または敷地に余裕がある場合として、政令で定める場合」というものがあります。この政令というものは、どういうものなのかも説明をしてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） ご説明いたします。まず、今回の条例制定に至った経過というところですが、まず、商工会のこの貸付けの要望があったことを契機として、今回、可否検討をしてまいりました。その中で、説明の中でもありますが、今回はこの商工会の話ということが重きが置かれておりますが、実際、今、行政財産の使用許可というところで貸している部分もございます。そうしたところも整理をして、今回議決されれば、そういったところも整理したいと考えておりますし、そういったことも含めて、今回、条例制定に至ったということになります。

それから、地方自治法の238条の4の第2項の各号の規定です。ご質問者、おっしゃっていたとおり、1号から3号については土地の部分ということになります。そして、今回の関係に関しましては、建物に関しましては、第4号というのが適用となると、無償貸付ができるということとなります。今回、今まで、行政財産の貸付等の規定が、うちのほうでございませんでしたので、今回に合わせて、この3号についても規定を整備したいと考えまして、この1号から3号についても、この中に含めさせていただきました。

それから、施行令です。施行令の部分に関しましては、まず、地方自治法238条の4の2項の第2号に関わる部分の政令です。こちらが、お配りしております関係法令の抜粋の4ページに、地方自治法施行例の抜粋という資料をつけさせていただきました。

すみません、先に238条の1号ですね、1号が、この169条の部分となります。それから、2号の部分が169条の2という部分となります。そして、4号の部分が、この169条の3という形となりまして、今回の地方自治法238条の4の第2項の第4号、建物に関するものの施行令に関しましては、この169条の3の説明文にあるとおりになります。

「調査等の床面積、または敷地のうち、当該、普通地方公共団体の事務または事業の遂行に関して、現に使用され、または使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合とする。」というところでございます。

議決の部分に関しましては、最初の前段で申し上げた部分もございますが、目的が一時的な使用を前提としているものがございます。実際に、保健福祉総合センター内にあるもので、例えば、保健福祉総合センターで言いますと、訪問看護ステーションですか、それから、子ども発達支援センターですとか、そちらも今現在、行政財産の建物の中に入っているという形ですが、今は1年ごとに更新して、使用許可という形でやってございます。今回の趣旨から言いますと、複数年使用している状況にありますので、今回の上程と合わせて、そういうものも整理したいと考えまして、今回、条例での議会の提出という形となりました。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。そうすると、（仮称）防災交流センターには、余裕のある部分があるのだよということですね。過剰設計をして、過剰なお金をかけて、余裕な部分の建物を造って、それを貸そうとするという。

では、その余裕な部分というのは、一体幾らかかったのですか。総事業費のうちの一体、どれだけの金額が余裕な部分として建設されたものなのか。そこを明確にしてください。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後1時53分休憩

午後2時16分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 貴重な時間を大変申し訳ございません。

今回の条例で規定したという内容でございますが、管内、道内のどのようにこの規定を設定しているかということも調べさせていただいた中では、このように条例で規定しているところが多くあります。そちらのほうが一般的といいますか、そちらのほうが多くございましたので、今回、条例で上げさせていただいたというところもございます。

それから、南谷議員の一般質問の際でも、お答えさせていただきましたけれども、今回に関しては、解体に関して、原因者が厚岸町であることもありまして、防災センターの指定管理につきましては、指定管理を当初から想定して、事務所を建設しております。指定管理の部分と商工会の事務室の部分を、スペースをちょっと区分けをすること

にして、指定管理の部分を少し、少ないスペースといいますか、そういう形で、商工会の空きスペースといいますか、そういった形をつくらせていただいたというようなところがございます。そういったもので、今回、余裕あるスペースというもので、今回の条例を上げさせていただいたというところでございます。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） すみません、ちょっと付け加えさせていただきます。

商工会の移転をしていただいて、商工会館を取り壊した後に、防災交流センターを建設はしたのですが、防災交流センターの建設に当たっては、あくまでも管理スペースということで事務所を設計しております。面積が、今の管理スペース自体は、約115平米でございます。旧商工会館は約390平米でございまして、あくまでも防災交流センターの管理スペースとして、事務室にかかる部分を整備してございます。実際には、指定管理を行うスペースということになるか、町で指定管理を行う場合は、町で管理するスペースということになりますけれども、商工会に指定管理を、これまでの生活改善センターどおり行うことで、若干の管理スペースに、以前よりはかなり狭くなりますけれども、事務所の管理スペースに若干余裕ができるということで、商工会事務所をそこに設置していただくという手法を取らせていただいております。

この手法は、釧路市の国際交流センター、それから遠軽町とか、いろいろな部分があるのですが、いずれもこういった解釈で設置しているという部分もございまして、当町においても、そういうやり方をちょっと取させていただいたということで、あくまでも、法律でいう、その管理スペースに余裕があるということで設置をさせていただきたいと思っております。

それと、何で議決でなくて、条例でということありますが、普通財産等については、そういった規定はないのですが、財産の貸付条例、これをいろいろなところを私どもで調べさせていただきました。その中で、一般的に多く使われていたのが、貸付財産の貸付条例の中に行政財産を加えている、平成19年4月1日の自治法改正後に、こういった事例を加えているということが多く見られましたので、そういった手法で今回提案をさせていただいております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 その調べた事例というのは、あくまでも土地とかだけではないのですか。だから、建物を貸す場合は、あくまでも余裕がある場合、余裕がある場合というものは、この場合は当初の行政目的で建てたものに対して、その後の情勢の変化等によって、そこが一部使われなくなったりしたところを貸そうといった場合に余裕がある場合だと私は思うのですよね。決して、始めから余裕を見越してつくるのであれば、そのようなものだったら、過剰なものに対して、補助金や交付金や何かをやるというのは、非常に私だと心配になります。貸すのが駄目だと言っているわけではないです、管理するのに。ただ、ここで条例をこれで設けて、その根拠として、地方自治法の238条の4にもってい

くのは無理ではないですかというのが、私だと思うのですよね。

ですから、もし、これを前面に出すのであれば、例えば会計検査員が検査したときに、いやいや、これ余裕のある部分の設計ですよねと言われたとき、全て補助金の返還や何かも当然絡んでくると私だと心配するのです。何も、わざわざ、この自治法の238条の4によらなくて、1件、1件、議会だって出されたものを審議しないとか、そういうふうに投げるようなものではないですから、何も出していただければいい。先ほど言った、例えばあみかにある、いろいろな団体や何かも、長期の貸付けというものを今後は、今まででは1年使用だったものを5年、10年の貸付けにしたいのだというのであれば、それをそれで条例で出してくればいいだけの話ではないですか。そう思います。あくまでも会計検査員なりの指摘がないことを心から切に、切に切に願って、補助金の返還や交付金の減額などが起きないように、本当に心から心配をした上でよろしくお願ひしたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 自治法の238条の2項の4号については、議決でも条例でも同じ扱いになります。それで、厚岸町としては、あくまでも管理スペースを、先ほど申し上げさせていただきましたが、管理スペースを指定管理と、指定管理の部分を少し縮めて、その空いたスペースを商工会事務所として、手狭ではありますけれども、移転の経緯もございますので、使っていただくということで整理をさせていただきたいと思います。

なお、補助金等は、この部分、言った部分については入ってございません。会計検査等については、十分、そういったことに違反しないようやっているつもりでございます。

●議長（大野議員） よろしいですか。

●堀議員 3回終わっているので。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第12、議案第67号「町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（本間課長） ただいま上程いただきました、議案第67号「町税条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。議案書35ページをお開きください。

令和7年度の税制改正について、国は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在町村交付金法施行令の一部を改正する政令等を令和7年3月31日に交付し、原則として、同年4月1日から施行しました。この法律の施行に伴い、令和7年度の町税の課税事務の執行上、令和7年4月1日から施行しなければならない部分については、さきの第2回臨時会において、町税条例の一部を改正する条例として専決処分により報告をし、ご承認をいただいたところでございますが、それ以外の令和7年度の税制改正により、令和8年1月1日以降に施行されるもので、町税条例の改正が必要な部分について、本定例会に提出するものであります。

なお、改正内容につきましては、公示送達制度の見直し、個人住民税を課税する際の控除額に新たに創設された特定親族特別控除を追加、これに伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務及び扶養親族等申告書に係る提出義務並びに個人住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に必要となる規定を整備するものと、字句の整理のほか、附則にて、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定を整備するものであります。改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の議案第67号説明資料、新旧対照表により行わせていただきます。

それでは、新旧対照表をご覧願います。

1ページ、公示送達について規定している第11条の改正は、現在は、厚岸町公告式条例に基づき、厚岸町役場前と湖南地区出張所前の掲示場で、書面による掲示をしているところですが、このたびの各主務省令で公示送達制度が見直されたことに伴い、「インターネット等を通じて、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く。」とする規定を整備するものであります。

納税証明事項について規定している第11条の3の改正は、第11条の改正で、地方税法施行規則の略称規定が整備されたことにより、地方税法施行規則を略称規定に改めるものであります。

所得控除について規定している第28条の2の改正は、就業調整対策の観点から、新たに特定親族特別控除が創設され、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の給与収入160万円、所得で95万円までは、親等が特定親族控除と同額の45万円の所得控除が受けられますが、所得95万円を超えた場合にあっても、段階的に控除が受けられる規定を整備するものであります。

2ページ。町民税の申告について規定している第29条の3の改正は、字句の整理と特定親族特別控除の創設に伴い、所得税の源泉徴収において収集される情報が、合計所得金額が85万円以下である者に限定される予定であり、公的年金等支払報告書から必要な

情報を取得できない場合が生じることから、公的年金受給者についても、特定親族特別控除を受けようとする場合には、住民税申告書を提出する義務を課す規定を整備するものであります。

3ページ。個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について規定している第29条の4の2の改正は、所得割の税額計算のために必要となる情報を補足するために規定しているものですが、扶養親族等申告書の記載事項に、特定親族の氏名を追加するものであります。

個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について規定している第29条の4の3の改正は、現在、扶養親族等申告書は国税・地方税で一つの様式になっておりますが、特定親族特別控除の創設に伴い、所得税においては、合計所得金額が85万円以下の場合に限り、提出義務を課す予定であることから、地方税においても国税同様とする規定を整備するほか、扶養控除等申告書の記載事項に特定親族の氏名を追加するものであります。

4ページから5ページにかけて、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例について規定する規則第16条の2の2の規定は、新たに定めるもので、加熱式たばこと紙巻たばこの税負担の格差を解消するため、加熱式たばこの課税方式の見直しをするもので、紙、その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ0.35グラムを紙巻たばこ1本に換算する方法、それ以外の加熱式たばこ0.2グラムを紙巻たばこ1本に換算する方法で、これにより、加熱式たばこは1箱で最大100円ほど値上げされることとなります。また、地方税の改正は現在行われませんが、国税分のたばこ税の税率改正につきましては、令和9年4月より3年間をかけて1本につき1.5円の値上げとなり、1箱で30円値上げとなります。この二つの改正により、標準的なたばこ1箱で、現在580円が130円値上がり、令和11年には710円となる予定であります。

議案書にお戻りいただき、37ページから39ページをお開き願います。

附則であります。第1条は施行期日で、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める日から施行するものとするもので、第1号の改正規定並びに附則第3条の規定は令和8年1月1日から、第2号の改正規定及び附則第4条の規定は令和8年4月1日から、第3号の改正規定並びに附則第2条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（附則第1条第12号）に掲げる規定の施行の日からとするものであります。

第2条は、公示送達に関する経過措置で、新条例第11条の規定は、令和8年6月29日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達は、なお従前の例によるとするものであります。

第3条は、町民税に関する経過措置で、第1項は、新条例第28条の2及び第29条の3、第1項ただし書の規定は、令和8年1月1日以後にする令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお、従前の例によるとするものであります。第2項は、令和8年度の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例の規定の読み替規定を整備するものであります。第3項は、改正後の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書については、令和8年1月1日以後に支払いを受けるべき給与について提出する申告書について適用し、同日前に提出した申告書については、なお従前の例によるとするものであります。第4項は、改正後の

個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、令和8年1月1日以後に支払いを受けるべき公的年金等について提出する申告書について適用し、同日前に提出した申告書については、なお従前の例によるとするものであります。

第4条は、町たばこ税に関する経過措置で、第1項は、附則第4条第2項に定めるものを除き、令和8年4月1日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例によるとするものであります。第2項は、令和8年4月1日から同年9月30日までの間における壳渡し等については、現行の換算方式により得た本数に0.5を乗じて得たもの及び改正後の換算方法により得た本数に0.5を乗じて得たものの合計数とするものであります。第3項は、製造たばこの本数に1本未満の端数ある場合には、その端数を切り捨てるとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第67号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 黙って通すわけにいきません、何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、今、説明を聞きました。令和8年4月1日から1箱当たり最大で100円アップ。それから、令和9年4月から3年間で1箱30円アップ。最終的には、令和11年までに1箱当たり710円になるよと。これは紙たばこではないですよね。国の動きですから、厚岸町がどうのこうのということにもならないのでしょうかけれども、非常に横暴だなと。私は喫煙するほうなのですけれども、家の中でも肩身を狭くしているのですけれども、値上げするときは、誰も反対がいないのです、肃々上げていっている、日本国中、どこからでも片身の狭い思いをしている。紙たばこの場合はどうなのでしょうか。紙たばこについては、ちょっと聞き漏らしたのですけれど、影響はどう出てくるのか、まず、お聞きいたします。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（本間課長） お答えいたします。紙巻たばこについてのご説明ですけれども、今現在、提案理由をさせていただいた部分につきましては、地方税のみとなっております。委員がおっしゃった紙巻たばこに関しては、令和9年度から1年につき1箱で10円、3年間ですから、令和9年から11年で合計で30円の値上げと、これは紙巻たばこも入ります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今回の条例改正には関係ないけれども、紙たばこについてもいずれ出てくるよと、こういう認識でよろしいですね。

そこでお尋ねなのですけれども、国ではこうやって上げているのですけれども、そうしたら、厚岸町の影響といのですか、受け入れていますよね、たばこ税の、そういうものはどうなっていくのでしょうか。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（本間課長） お答えいたします。令和6年の課税ベースで試算したところ、だいたい500万円程度增收という試算をしております。
以上でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 500万円増えるよと、1年ですか。それがずっと続いていくわけですよ。非常にたばこを吸う者にとっては、犯罪を起こしているような感覚でございますが、受ける者は受けているのです。町だって、細々コンテナのようなところで吸わせてもらっているのです。敷地内全員禁止だよと言っているけれども、やはり健康の増進も分かるのですけれども、こうして町として受け入れているのも事実でございます。喫煙者に対して、やはり、他人に迷惑をかけることは、私もよしとはしませんけれども、少しほは配慮が必要ではないですか、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（本間課長） 現在、本数は減少傾向にございます。ただ、それを増税で補つて、何とか財源としては横ばいで保っているという状況でございますので、町として貴重な財源でございますので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第13、議案第70号「厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を

議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（堀部課長）ただいま上程いただきました、議案第70号「厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定めておりますが、今般、国において、トイレ及び駐車場及び劇場、観覧場、映画館、もしくは演芸場、または集会場、もしくは公会堂の客席のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえて、高齢者、障害者等の移動の円滑化の一層の促進を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行例の一部を改正する政令を令和7年6月1日に施行し、これらのバリアフリー基準を見直したところで、この改正に伴い、厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例で引用している政令の条番号に変更が生じたことから、これを改めるため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明につきましては、別に配付しています議案第70号説明資料、厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて、議案第70号参考資料①、関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

新旧対照表をご覧ください。

特定公園施設の園路及び広場において、高齢者、障害者等が転倒する恐れがある場所に設置する転落防止のための設備の基準について定めている第3条第6号の改正は、このたびの政令改正により、条例の規定中、引用している政令の条番号に変更が生じたため、これを改めるもので、内容に変更はございません。

議案書45ページにお戻り願います。

附則であります。この条例の施行日を交付の日からとするものであります。なお、このたびの条例改正につきましては、本来は政令の施行日である令和7年6月1日までに行うべきところでありましたが、手続が遅れましたことをおわびいたしますとともに、今後、このようなことがないよう適正な事務執行に努めてまいります。大変申し訳ございました。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

- 議長（大野議員）これより質疑を行います。

10番、堀議員。

- 堀議員 条例は分かりました。法律施行例が示されているのですけれども、そこの廊下

等で、第11条、不特定かつ多数の者が利用し、また、主として高齢者、障害者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならないということで、1に「表面は荒面とし、または滑りにくい材料で仕上げること」とされております。

例えば、これをそのまま読み取ると、役場庁舎の1階のホールというのですか、そういうところも、全て何か荒面、または滑りにくい材料でなければ、ならないのではないのかなと、また、同じような、例えば、大理石調の廊下や、またホールなども、そういうような施設というものが、全てこういうもので替えていかなければならぬのではないかかなと心配するのですけれども、その点についてどうなのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。この法律の施設、特定建築物ということでございますが、これにつきましては、2,000平米以上の建物ということでございますので、そこに該当する施設ではないということでございますので、そういったものは整備しているものでないというところで認識しているところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、役場町庁舎とかも面積要件に満たないのだよ、だから、今までのような感じでやっていてもいいのだよ。ただ、法の趣旨から言うと、恐らくそうすると、5階建て、7階建てとか、そういう大きなデパートというのが、対象なのかなと思います。

ただ、それにしても、法の趣旨の段階で、移動等の円滑化のための必要な基準をと言っているのですから、その2,000平米以下であっても、やはり努力義務的なところというのは、やはり目指していかなければならぬという認識には立たないのでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。確かに、法律・政令等に基づきまして、当町としては、そういった施設の整備を行ってきたところでありますが、今後につきまして、そういったバリアフリー化、そういった高齢者等に配慮した施設の在り方というのは、今後考えていかなければならぬとは思っているところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。それで、身近なところで、庁舎管理者としてはどのような考えを持つのでしょうか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。今の面積要件では対象にはならないということではありましたけれども、そういうった滑りやすいところとかがあるのであれば、ちょっとそこら辺は今後考えて、どういう対応ができるかというのにはありますけれども、その滑りやすいところはちょっと確認していきたいと思います。

●議長（大野議員） 次に、7番、南谷議員。

●南谷議員 同じような質問なのですけれども、僕のほうがもっと入り口かなと思うのですけれども、この法の改正については異議はありません。ただ、内容がよく分かりません。

そう申しますのは、タイトルに必要な特定公園施設の設置に関する基準、基準が結構バリアフリー化を目指して、制度が強化されたと、こういう理解をしているのですけれども、それでは、厚岸町にこの適用になる施設なのか公園なのか、そういうものは実際に存在するのでしょうか。まず、ここからお願いします。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。当町としては、都市公園、そういうた中に、園路とか通路とか整備する際には、そういうた基準を持って整備するということになってございます。今回は、それをさらに国では、そういうたバリアフリー化の基準を細分化して決めているということで、法では、一つ新たに創設されたということでございまして、劇場とかのバリアフリー化、車椅子の対応です、そういうた部分の追加がございまして、それが1条加わったことに対して、1条繰り上がったと。町としてはそこを引用しているので、その部分が今回改めたという内容でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 法の解釈、ご丁寧にありがとうございます。

私が聞いているのは、厚岸町にあるのですかと聞いています。ということは、私の勝手に想像だけれども、建物と限定している節もありますし、公園の整備だから、子野日公園なんかどうなのだろうと、対象になるのかどうなのか。それから、既に実施になっているものは、もうその時点でもうクリアされて、今後、法改正、今後に造るものに対しての適用なのか、この辺が、今あるものを直してしなさいということではないと思うのです、私の勝手な解釈では。厚岸町で、もし今後そういうものができる場合には、この法基準を遵守してくださいと、こういうことだと思うのですけれど、例えば、子野日公園なんかは公園なのか、それとも、公園内のその2,000平米ぐらいの以上のものが対象になるのか、この辺もう少し詳しく説明してください。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。今時点、厚岸町にある公園につきましては、今回の法改正前の基準で整備されているものでございまして、今回の改正があった部分につきましては、今後、新たにそういった公園等整備した際に、そういった基準で整備しなさいということでございます。

該当する施設は、今後整備する際なので、今時点では法改正による部分はないということでございます。

●議長（大野議員） 3回目です、7番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、公園も施設ということになれば、既にもうクリアはしているのですよ、法基準から、子野日公園なんかは。当然、散策路もありますし、バリアフリー化というものは、先ほどの10番堀議員の言われるとおりだと思うのです。そういうものに対して、やはり法の基準が変わったわけだから、厚岸町にそういうものというの少ないと思うのです。でも、少なくとも、こういう基準に合致すべく、建設課としても注視して改良をしていく必要があると私は考えますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。このたび、こういう法改正等がありまして、建設課としても、そういったことを注視しながら、今後、そういった公園等を整備する際には、そういった基準に従って、適切に建設して管理してまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第14、議案第71号「厚岸町防災交流センター条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第71号「厚岸町防災交流センター条例の制定について」、その提案理由と内容について、ご説明させていただきます。

厚岸町防災交流センターは、港町地区と真栄地区の一部に係る津波避難困難地域を解消し、町民の命を守るために津波避難ビルとしての機能と、老朽化により改築が必要となつた厚岸町生活改善センターの地域交流機能を併せ持つ施設として、令和6年5月から建設工事を進めているもので、本年10月末までに完成し、11月中に供用開始できることとなりますことから、本条例を制定し、この施設に係る名称及び位置、管理の方法、施設の利用料金等の各規定について規定するものでございます。なお、この施設につきましては、指定管理者制度による管理とするため、本条例に指定管理者に管理を行わせることができる規定や管理の基準等の規定を設ける必要があることから、所要の事項を規定するものでございます。

また、本条例の附則では、厚岸町防災交流センターの供用開始に伴い、解体工事を行う厚岸町生活改善センターについて、その設置条例の廃止を行う規定も設けておりますので、あらかじめご承知いただきたいと思います。

条例案の説明については、議案書により行わせていただきますが、厚岸町防災交流センター条例の施行に関し、必要な事項を定めた議案第71号参考資料①、厚岸町防災交流センター条例施行規則案、議案第71号参考資料②、関係法令の抜粋を別に配付しておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

議案書46ページ、厚岸町防災交流センター条例でございます。

第1条は、設置に関する規定で、災害時における避難施設の確保及び町民の防災意識の高揚を図るとともに、地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進を図るため、厚岸町防災交流センターを設置するとする内容でございます。

第2条は、名称及び位置で、防災交流センターの名称及び位置は次のとおりとする。名称を厚岸町防災交流センター、位置を厚岸町港町2丁目1番地とするものでございます。

第3条は、事業で、防災交流センターは、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。第1号、災害時における避難場所及び避難所に関する事。第2号、防災意識啓発に関する事。第3号、地域住民のコミュニティ活動の振興に関する事。第4号、その他地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進に関する事とするものでございます。

第4条は、指定管理者による管理で、防災交流センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人、その他の団体に行わせるものとするものでございます。

議案書47ページ。

第5条は、指定管理者が行う業務の範囲で、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。第1号、第7条の利用の許可に関する事。第2号、施設及び設備の維持管理に関する事。第3号、その他町長が定める業務とするものでございます。

第6条は、利用時間で、防災交流センターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、宿泊を要する事業の場合は、この限りでないとするものでございま

す。

第7条は、利用の許可で、防災交流センターを利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。第2項、前項の許可は、1時間を単位として行うものとし、1時間未満のときは、これを1時間とする。第3項、指定管理者は、管理・運営上必要があると認めたときは、その利用について条件を付し、またはこれを変更することができるとするものでございます。

第8条は、利用の制限で、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災交流センターの利用を許可せず、または利用させない。第1号、公の秩序、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。第2号、防災交流センターの施設等を棄損する恐れがあると認められるとき。第3号、管理・運営上、支障があると認められるときとするものでございます。

第9条は、利用許可の取消等で、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用を停止、もしくは中止させることができる。第1号、不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。第2号、利用の目的以外に利用したとき。第3号、第7条第3項の規定により付され、または変更された条件に違反したとき。第4号、この条例、またはこの条例に基づく規則に違反したとき。第5号、管理運営上、支障があると認められるとき。第2項、前項の場合において、第7条第1項の規定により、利用の許可を受けた者に損害があつて、指定管理者は、その責めを負わないとするものでございます。

●議長（大野議員） 休憩します。再開は午後3時半とします。

午後3時01分休憩

午後3時30分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

町民課長の説明から始めます。

●町民課長（渡部課長） 議案書48ページから説明を続けさせていただきます。

第10条は、転貸等の禁止で、利用者はその権利を他に譲渡し、または転貸してはならないとするものでございます。

第11条は、利用料金で、利用者は利用料金を指定管理者に納入しなければならない。第2項、利用料金は利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、利用後に納入することができる。第3項、利用料金は指定管理者の収入とする。第4項、利用料金は別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも同様とする。第5項、第6条ただし書の規定により利用する場合は、1回につき30時間以内として、その利用料金は前項の規定に関わらず、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも同様とする。第6項、町長は、前項の承認をしたときは、その内容を速やかに告示し

なければならない。第7項、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができるとするものでございます。

第12条は、利用料金の還付でございます。既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部または一部を還付することができるとするものでございます。

第13条は、特別の設備等の許可で、利用者は特別の設備をし、または施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬとするものでございます。

第14条は、利用者の責務で、利用者はその利用が終わったときは、直ちにこれを現状に付して返還しなければならない。第9条第1項の規定により、利用の許可を取り消され、または利用を停止もしくは中止されたときも同様とする。第2項、利用者が前項の責務を履行しないときは、指定管理者が代わってこれを行い、その費用は利用者の負担とするとするものでございます。

第15条は、損害賠償でございます。利用者は施設等を棄損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認めたときは、この限りでないとするものでございます。

第16条は、町長による管理で、第4条の規定にかかわらず、町長はやむを得ない事情があると認めるときは、防災交流センターの管理に係る業務を行うことができる。第2項では、前項の規定により、町長が防災交流センターの管理に係る業務を行う場合においては、第5条中、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第7条、第8条及び第9条中、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第1条、第1項及び第2項中、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、同条第4項及び第5項中、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が町長の承認を得て」とあるのは「規則で」と、同条第7項中、「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第13条、第14条第2項及び第15条ただし書中、「指定管理者」とあるのは「町長」と、別表第1及び別表第2中、「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第11条第3項及び第6項の規定は、適用しないとするものでございます。

第17条は、委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものでございます。

次に、議案書49ページ下段から、次ページにわたり、別表第1、施設利用料金設定基準額に係る規定でございます。部屋ごとの1時間当たりの利用料金上限額を規定したものでございます。1階の部、大研修室1,400円、研修室200円、ホール600円、エントランスホール400円。3階の部、会議室A1、300円、会議室A2、300円、会議室B1、200円、会議室B2、200円、会議室B3、200円、ホール1、400円、ホール2、400円、調理室700円。適用欄ですが、町外の団体、もしくは個人が利用する場合、または町内の団体、もしくは個人が入場料、観覧料、その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事、または収入を目的として利用する場合は、本表に定める額の2倍（町外の団体、または個人が入場料、観覧料、その他これらに類する料金を徴収して開催する

興行的行事、または収益を目的として利用する場合は4倍)の額をもって施設利用料金とする規定でございます。

次に、別表第2、宿泊をする事業に係る施設利用料金設定基準額でございます。1回当たり利用料金上限額を3万5,000円と規定するものでございます。

別表第1の施設利用料金及び別表第2の宿泊をする事業に係る利用料金については、いずれも利用料金の上限額として規定しております。実際に運用する利用料金は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものでございます。

議案書49ページにお戻りください。

附則でございます。第1項は、施行期日で、この条例は交付の日から起算して、6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし附則第3項の規定は交付の日から施行するとするものでございます。第2項は、厚岸町生活改善センター条例の廃止で、厚岸町生活改善センター条例は廃止するとするものでございます。第3項は、準備行為で、附則第1項に規定する施行の日前においても、防災交流センターの設置及び運営に必要な準備行為をすることができるとするものでございます。なお、この施設に係る指定管理者の指定に関する議案につきましては、9月開会予定の第3回定期会に提出させていただく予定としております。

以上、大変簡単な説明ではございますが、提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 ここで、防災交流センター条例施行規則（案）が示されていまして、この第5条、利用料金の免除というものがあります。その第1項の第3号、（3）です、公共団体またはその他町長が別に定める公共的団体が利用するときは免除となるのですけれども、この別に定めるというのはどのようなものがあるのでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。この町長が別に定める規定というのが、公の施設使用料免除要項といった要項がございまして、それにおいて、公共的団体の一覧が記載されておりますので、それに基づいた団体については、免除するといったような考えでおります。

●堀議員 はい、分かりました。

●議長（大野議員） ほかはございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

追加日程第1、議案第72号「厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要項の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第72号「厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要項の制定について」、厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例、本則第3号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

追加議案書1ページをお開きください。

町では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の地方公共団体の責務に基づき、性別や年齢、障害の有無、国籍、信条、社会的身分などによる差別のない町民一人一人が、お互いの人権を尊重し合う明るい社会を実現することを目的として、人権教室や人権啓発などの各種人権施策を講じています。

また、全ての国民が、恋愛感情、または性的感情の対象となる性別についての指向、いわゆる性的指向や出生時に届けられた性別が自己の属する性別についての認識に関する同一性の有無、または程度に関わる意識、いわゆるジェンダー・アイデンティティにかかるわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づき、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、令和5年6月23日に、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆる理解増進法が施行され、同法第5条に、地方公共団体の努力義務として、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施について規定されたところであります。

一方、日本の婚姻制度については、憲法第24条第1項において、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると規定されており、また、民法及び戸籍法に規定される夫婦とは、婚姻の当事者である男である夫及び女である妻を意味しており、同性婚は認められておらず、同性婚をしようとする者の婚姻の届出を受理することはできないとされております。

現行の法整備の状況を踏まえ、同性同士の2人が結婚できないことは、民法等の規定に反するとし、当事者が国を相手取り起こした、いわゆる同性婚訴訟が、全国の五つの地方裁判所に6件提訴され、これまで1審、2審の判決9件のうち、8件が憲法違反で

あることが指摘されており、昨年12月の福岡高等裁判所の判決では、同性同士の婚姻を認めない理由はもはや存在しないとして、結婚できない現在の法規定は、幸福追求権を保障した憲法第13条、法の下の平等が規定される同法第14条及び個人の尊重と、両性の本質的平等が規定される同法第24条第2項に、それぞれ違反しているとの判決がなされたところであります。

さらには、令和6年3月に最高裁判所において、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、いわゆる犯給法に関して、犯罪被害者と同性の者は、同法第5条第1項第1号の括弧書に言う、婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にあった者に該当し得るとの解釈を示す判決が出されたことを受け、国土交通省所管の住宅関係法令においても、犯給法の規定と同様の文言を用いた規定について、各条項の規定の趣旨を踏まえた上で、同性パートナーを含む解釈をする旨、本年4月2日付で北海道を経由して、各市町村に通知がありました。

このような状況を踏まえ、当町では、性的指向が異性のみではない方や、出生時に届けられた性別が自己の属する性別についての認識と異なる方、いわゆる性的マイノリティの方が、互いに人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係にあることを、町長に宣誓し、町はこの意思を尊重し、法的拘束力はないものの、婚姻相当の関係にあることを認め、両者に対して、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付する、いわゆるパートナーシップ宣誓制度を、本年8月1日から導入することで、多様な性に対する町民の理解を促進し、社会的な偏見や差別を解消し、性的マイノリティの方を含めた誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すとしております。

また、本制度を導入するに当たり、本町でパートナーシップ宣誓制度を利用する方が受けることができる行政サービスの拡充を図ることを目的として、配偶者、夫婦、その他これらに類する要件を定める町の各種例規について、各課等が所管する事務事業に関わる行政サービスの対象にパートナーシップの宣誓をした者を加えるため、今年度から実施可能な上位法で規制されていない町独自の行政サービスのうち、後ほど提案させていただく議案第68号の「厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例」と、議案第69号の「厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例」のほか、八つのサービスのうち、6件の関係例規についても、本要綱の制定に合わせて改正する予定で準備を進めています。要綱案の説明につきましては、別紙お手元に配付の厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要項に沿って、ご説明させていただきますが、参考資料①関係法令の抜粋と、参考資料②厚岸町パートナーシップの宣誓により利用可能となる行政サービス一覧表を配付しておりますので、併せてご参照願います。

初めに、題名は、厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱であります。第1条は、この訓令の趣旨について定めるもので、町民一人一人が互いの個性や多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され、多様な選択ができる社会の実現を目指すことを目的とし、性的マイノリティの方が、互いにパートナーであることを宣誓するパートナーシップの取扱いに関し、必要な事項を定めることについて規定するものであります。

第2条は、定義について定めたもので、第1号は、理解増進法で使用される定義と整

合性を図るため、性的指向が異性のみではない方や、出生時に届けられた性別が自己の属する性別についての認識と異なる方を「性的マイノリティ」と規定し、第2号は、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が、性的マイノリティである2人の者の関係を「パートナーシップ」と規定し、第3号は、パートナーシップにある2人が町長に対して宣誓することを、単に「宣誓」という文言で定義を規定するものであります。

第3条は、宣誓の対象者の要件について定めるもので、第1号は、令和4年4月1日施行の改正民法において、青年年齢が満18歳に引き下げられたことに伴い、婚姻関係年齢が性別にかかわらず18歳に統一されたことを受け、民法上の婚姻開始年齢と合わせることを要件として規定するもので、第2号は、居住要件について、当事者の事情により、同居が困難な場合も想定されることから、同居または別居に関わらず、幅広い対象者が当該制度を利用できるように配慮するため、いずれか一方以上の居住を要件として規定するもので、第3号及び第4号は、当該制度は婚姻制度とは異なるものの、当事者同士の関係が婚姻と類似するため、婚姻に準じた要件として、双方に事実婚を含む配偶者がいないことと、双方に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないことを要件として規定しているもので、第5号は、パートナー同士で養子と養親の関係を構築している、いわゆる養子縁組をしている、またはしていた場合を除き、民法の規定を引用し、法律上の婚姻ができない方と同様に、近親者を制度の対象外とすることを規定するものであります。

第4条は、宣誓の方法について定めるもので、第1項第1号は、宣誓時に必要な現住所を確認するため、住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書の提出のほか、宣誓時に双方が本町に居住していない場合は、いずれか一方が本町へ転入を予定していることが分かる書類として、転出証明書や不動産賃貸契約書の写しなどの提出について規定するもので、第2号は、婚姻していないことを確認するため、戸籍個人事項証明書の提出を、第3号は、第1号及び第2号に規定する書類が揃わない場合のほか、当該要件のみでは、町への居住の確認が困難な場合など、町長が必要と認める書類の提出について規定するものであります。第2項は、当事者に配慮するため、事前の日時の予約と対応場所等について調整する必要があることについて規定するもので、第3項は、何らかの身体的事情等により、自ら記入できない人などを想定し、代筆人を立てる際の方法を規定するものであります。

第5条は、本人確認について定めるもので、宣誓をする際の本人確認に必要な書類として、第1号から第4号までに掲げる証明書等に加え、第5号は、町長が適当と認める書類として、顔写真が貼付された証明書等の提示が難しい場合は、資格確認書や年金手帳のほか、公的機関が発行した書類などを本人確認書類として規定するものであります。

第6条は、通称の使用について定めるもので、第1項は、戸籍上の氏名に違和を感じている方に配慮するため、日常生活において使用している通称を尊重し、事業所等に通称を用いることができるることを規定するもので、第2項は、当該通称を使用するに当たり、郵便物の宛名、高熱水費の請求書の宛名、名刺、ホームページ上のプロフィールの記載等、日常生活で通称を使用していることが確認できる書類の提出について規定する

ものであります。

第7条は、受領証等の交付について定めるもので、本文では、町長が宣誓したことを認め、これを証明する書類として、各家庭で保管するための受領証のほか、宣誓者の双方が窓口等で日常的に使用することを想定した携帯用として、受領カードを交付することについて規定するものと、同条ただし書では、宣誓しようとする者のうち、いずれか一方が町内に転入していない場合は、町から当該宣誓をしようとする者に対し、転入予定者受付票を交付し、本町に転入届が提出された後に、必要書類が揃った段階で受領証及び受領カードを交付することについて規定するものであります。

第8条は、子に関する記載について定めるもので、パートナーシップ宣誓者の方または双方と同居し、かつ生計を共にする未成年の実子または養子がいる場合にあって、当該宣誓者が子を含めた家族に準じた関係であることが分かるように、受領証及び受領カードに当該この氏名の記載を希望するときは、宣誓者と子の関係を確認できる書類、子の年齢及び同居が確認できる書類の提出について規定するものであります。

第9条は、町内への転入の届出について定めるもので、パートナーシップ宣誓者のいずれか一方が町内に転入していない場合において、当該宣誓者に事前に交付した転入予定者受付票に記載する期日までに、転入届に住民票の写しと当該受付票を添えて提出することについて規定するものであります。なお、当該手続を終えた時点で、宣誓者に受領証等を交付することとなります。

第10条は、受領証の再交付について定めるもので、第1項は、パートナーシップ宣誓者が受領証等を紛失した場合等における再交付の手続を、第2項は、当該宣誓者から再交付の申請があったときに、町長が受領証等を再交付することについて規定するものであります。

第11条は、受領証等の変更について定めるもので、第1項は、戸籍上の改正または改名及び住所変更により、宣誓書に記載した内容や受領証等の記載事項に変更が生じたときは、次条に規定する受領証等の変換に該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届と、戸籍個人事項等事項証明書または住民票の写しを提出することについて規定するものであります。第2項は、前項の変更届を受けたときは、町長は、変更後の内容を記載した受領証等をパートナーシップ宣誓者に交付することについて規定するものであります。

第12条は、受領証等の返還について定めるもので、第1号は、宣誓者の双方合意によるパートナーシップの解消、または当該宣誓者的一方が解消の意思を示したとき。第2号は、宣誓者の方または双方が死亡したとき。第3号は、第14条に規定するパートナーシップ制度自治体関連連携ネットワークに加入しているとき、自治体以外の自治体に転出したとき。第4号は、宣誓者が受領証等の変換を希望するとき。第5号は、宣誓要件を満たさないことが後日判明した場合など、返還させる必要があるとき。これらのいずれかの要件に該当するときは、厚岸町パートナーシップ宣誓受領証等返還届と受領証等を返還しなければならないことについて規定するものであります。

第13条は、パートナーシップ宣誓の取消について定めるもので、第1項は、宣誓書の虚偽の届出をしたとき、または、既に交付された受領証及び受領カードを不正に使用したときは、パートナーシップの宣誓を取り消すことについて規定するもので、第2項

は、パートナーシップ宣誓を取り消した場合は、受領証等の返還を宣誓者に求めることについて規定するものであります。

第14条は、他の自治体と連携を図る場合の取扱いを定めるもので、第1項は、大阪府と京都府及び兵庫県内の自治体で構成するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体、いわゆる加入自治体において、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた宣誓者が、構成自治体間で住所を移動する際の宣誓制度手続の負担を軽減を図ることを目的として、簡易に手続をすることについて規定するものであります。第2項は、加入自治体間での転出及び転入に当たり、引き続きパートナーシップ関係の継続を希望する者は、パートナーシップ宣誓制度に關わる継続申告書に合わせて、加入自治体が交付した受領証等と住民票の写し、または住民票記載事項証明書を提出することについて規定するもので、第3項は、当該手続があった際に、町長は、転出地である加入自治体に通知することについて規定するものであります。

第15条は、宣誓書の保存について定めるもので、町長は、厚岸町文書管理規定の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届を受けた場合と、パートナーシップの宣誓の取消に該当する場合を除き、宣誓書を永年保存することについて規定するものであります。

第16条は、個人情報の取扱いについて定めるもので、宣誓者から提出された書類に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取扱うことについて規定するものであります。

第17条は、周知・啓発について定めるもので、当該制度は、法律上の婚姻関係と同様な法的な権利や義務が生じるものではないものの、当該制度を利用しやすいものとするため、町民や事業者に対し、パートナーシップ制度の理解を深めていただく必要があると考えることから、町が周知・啓発活動を行うことについて規定するものであります。

第18条は、準用について定めるもので、第5条に規定する宣誓をする際の本人確認に必要な書類を定める規定については、第8条の子に関する記載、第10条第1項の受領証等の再交付、第11条第1項の受領証等の変更、第12条の受領証等の変換及び第14条第1項の他の自治体と連携を図る場合の取扱いに關わる手続において、準用をすることについて規定するものであります。

第19条は、その他について定めるもので、この訓令を施行するに当たり、この要綱以外に必要な事項を別に定めることについて規定するもので、今後、当該制度を利用する町民等の皆さんや、パートナーシップ宣誓制度に対する理解が少しでも得られるようするため、厚岸町パートナーシップ宣誓制度運用の手引きを作成する予定であります。

附則であります。この訓令は、令和7年8月1日から施行するとするものであります。

次に、別記様式について説明させていただきます。

7ページから8ページまでが、別記様式第1号でパートナーシップを宣誓しようとする者が、町長に宣誓する厚岸町パートナーシップ宣誓書であります。

9ページから10ページまでが、別記様式第2号で、町長からパートナーシップ宣誓者に対する厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証であります。

11ページは、別記様式第3号で、町長からパートナーシップ宣誓書に交付する厚岸町

パートナーシップ宣誓書受領証カードであります。

12ページは、別記様式第4号で宣誓をしようとする者のうち、いずれか一方が町内に転入していない場合に交付する転入予定者受付票であります。

13ページの別記様式第5号は、パートナーシップ宣誓者と同居している未成年の子の氏名等の記載を希望する場合に提出する子に関する届出書であります。

14ページは、別記様式第6号で、町内への転入を予定している宣誓者が、別記様式第4号の転入予定者受付票に記載する転入予定日までに提出する転入届であります。

15ページ、別記様式第7号は、受領証等を紛失した場合、再交付を希望する場合に提出する厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書であります。

16ページ、別記様式第8号は、改姓または改名のほか、住所変更等、宣誓書に記載した内容や受領証等の内容を変更する場合に提出する厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等変更届であります。

17ページは、別記様式第9号、パートナーシップを解消するときなどに提出する厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届であります。

18ページから19ページは、別記様式第10号、加入自治体から当町に転入する場合において、パートナーシップ宣誓を継続する場合に提出する厚岸町パートナーシップ制度に関わる継続申告書であります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 何条かにわたるので、ちょっと何点かを一遍に言います。

第4条の3号、ここで前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類となっていて、抽象文言なのですよね。これ、どのような場合に当たるのか、もちろん網羅することは不可能でしょうけれども、例示とかなんとか、そういうようなものは、通常、条例だと規則だとか要綱にそれが書かれるのですけれども、この場合には、これが要綱ですから、ちょっとその場所がないということになると思うのですが、それをどういうふうに考えているのか。

それと同じような話で、第5条、本人確認のところにも、その確認するための書類、町長が適当と認める書類、それはどういうときに適当と認めるのか。

それから、この宣誓書の保存に関してなのですけれども、永年保存となっているのですが、第12条で、宣誓者の一方が死亡したとき、宣誓受領証を返しなさいという規定になっています。返還があれば、これ、第15条なのですけれども、要するに、永年保存の宣誓書は、そこで保存されなくなると解釈していいのでしょうか。もし、そうであるとすれば、相続の場合に、相続権のある人がいないときは、最終的に国庫帰属になるのですよね、財産は。でもその前に、特別縁故者というのを裁判所は認めるわけですよ。そういうようなもののときに、この宣誓書という制度は、非常に有効な証拠になるのではないかという気もするのですけれども、その辺り、私はあまり詳しくないので、それとの関係ではどうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後4時09分休憩

午後4時15分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（布施課長） すみません、貴重なお時間申し訳ございません。

第4条の3、その前2号に書かれるもののほかというものなのですが、そちらにつきましては、その時点で、その書類が揃わない場合には、それに代えて、一時的にといいますか、その書類が揃うまで、揃うまでは、郵便物と、そこに、別所にいるという部分を確認できるようなものとして、今考えておりますが、その後、すぐに提出できることをお話しして、代わるものとなるのですが、今のところ考えていたのは、そういった第1号に規定する書類が揃わない場合には、一時的にといいますか、その住所を証明できるものを、まずは確認するという意味のものの、第3号の規定になっております。

それと、第5条の5号でありますが、こちらにつきましては、1から4の証明証のほかに、それがない場合に、資格、公的な機関が発行するものを、写真がついていなければ、2点、3点で本人を確認するということの第5号であります。

それと、保存年限の、解消した場合につきましては、今の考えでは、亡くなったときも保存をしないこととなります。パートナーシップ宣誓制度は、法的な部分には、影響力はないのかなという、法的な部分ですね、あくまでも宣誓ですので……。

●室崎議員 休憩してもらえませんか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後4時18分休憩

午後4時25分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（布施課長） すみません、大変貴重なお時間を。

まず、第4条の3でありますが、この掲げるもののほか、必要と認める書類ですけれども、上の二つが不備であった場合には、仮にですけれども、パスポートであったり、そういうもので確認するというようなことで、ここには規定しております。

それと、第5条の第5号であります、適当と認める書類ということであります、そちらにつきましては、公的な部分で発行している、保険証の代わりになる資格確認証や年金手帳等の書類を複数確認して、本人を確認するということで、ここにはそういう意味で書いております。

第12条につきましては、先ほどの議員おっしゃられたことが、私どもそこまで、ちょっと想定できていませんでした。ここでは、今、できる規定ですので、そこら辺は私どもでちょっと研究して、その辺を今後含めるかどうかを考えさせていただきたいと思います。今、ここはできる規定なので、できない、破棄しなければならないということではありませんので、そういう書類に使われるということであれば、そこは破棄しないというような判断をするような事務の取扱いをしていくなど、そこら辺は勉強不足なところもありますので、ここは、この規定自体が、これを破棄することができるという規定ですので、破棄しなければならないということではありませんので、そこはちょっと判断していきたいなと思うのですが。

●議長（大野議員） 2番、室崎委員。

●室崎議員 まず、第4条と同一のような、似たような話なのですが、第5条ですね、町長が適当と認める書類、あるいは町長が必要と認める書類、ここありますね。今は、相当苦労なさって、一つ出してきたのだけれども、これはある程度、網羅することは不可能ですよ、性質から言って、だからこういう規定をつくっているのだけれども、こういうもの、こういうものというのを、やはり、例示を挙げて、それを例えば、これの別表ぐらいに、横の後ろに、またそのようなものをつけるのは変な話なのだけれども、しておかないと、担当者によって、様々になってしまふ恐れがありますよね。Aいう方が担当したときは、これもいいよと言ったのだけれども、Bという人になったら、それはダメですよということになっては、うまくないですよね。その手当てをきちんとななければならぬのではないかということです。

それから、最後の話なのですが、私が解釈している特別縁故者の解釈が間違っていたら、これはもう話になりませんから、そのときはもうおわびいたします。あらかじめおわびしておきますが、もし私の解釈があるとしたら、破棄することができるということになっていたら、Aという人は、そういうわけで訴訟で使いたいのだとしたら、はい、もう破棄してありますからありません。Bという人が来たら、あ、それは破棄することができるとはなっているけれども、破棄しないでとつてありましたということにないたら、これもまた不公平ですよね。

そうすると、破棄しなければならないと書いていないのだから、いいのだという論理は成り立たないのでないかと、そういうふうに思うのです。その辺り、どうお考えですか。

私が、質問者が提案するのは変な話なのだけれども、この死亡したときというのを、（1）の解消されたときと同一に解釈しているということ自体がおかしいのではないかと。これは言うならば、婚姻のときの離婚と、一方、当事者の死亡と一緒にしているようなものですよね。違うわけでしょ。そういうような気がするのです。だから、これは

手当てなさるべきでないかと思いますが、その辺りを含めて、もう一度、ご答弁をいただきたい。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後4時32分休憩

午後4時38分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後4時38分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 26 日

厚岸町議会
議長

署名議員

署名議員